

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第6回会議付属資料(その2)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協議項目	使用料・手数料等の取扱い（その2）			細項目	使用料・手数料等
調整方針	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。 ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。				
項目	根 拠 条 例 等				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
1 手数料					
（1）廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例 丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例	小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理業の許可等手数料については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ・一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 ・一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.3参照）
（2）各種収入金に係る督促手数料	西条市市税条例 西条市国民健康保険税条例 西条市督促手数料及び延滞金条例 西条市介護保険条例 西条市市営住宅設置及び管理条例 西条市道路占用料徴収条例	東予市市税条例 東予市国民健康保険税条例 東予市督促手数料及び延滞金条例 東予市介護保険条例 東予市道路占用料徴収条例	丹原町税条例 丹原町国民健康保険税条例 町税以外の諸収入金に対する督促手数料条例 丹原町介護保険条例 丹原町市営住宅管理条例 丹原町道路占用料徴収条例	小松町税条例 小松町国民健康保険税条例 小松町督促手数料及び延滞金徴収条例 小松町介護保険条例 小松町道路占用料徴収条例	<ul style="list-style-type: none"> ・督促手数料は、1通につき100円とする。 調整方針説明資料（P.4参照）
2 一般利用施設使用料					
（1）市民会館の使用料	西条市市民会館設置及び管理条例	東予市市民会館設置及び管理条例	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.5,6参照）
（2）福祉施設の使用料	西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例	東予市地域交流センター設置及び管理条例	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.7参照）
（3）農村環境改善センター等の使用料	該当なし	東予市農村環境改善センター設置及び管理条例	丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 丹原町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例	小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例	<ul style="list-style-type: none"> ・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.8参照）
（4）産業・まちづくり関係施設の使用料	西条市産業情報支援センター設置及び管理条例	東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例	該当なし	小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例	<ul style="list-style-type: none"> ・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.9,10参照）
（5）観光施設の使用料	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例	東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.11,12参照）
（6）ハイウェイオアシスの使用料	該当なし	該当なし	該当なし	小松町都市公園条例	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.13参照）
（7）少年自然の家の使用料	西条少年自然の家設置及び管理条例	該当なし	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.14参照）
（8）社会教育施設の使用料・入館料等	西条市立郷土博物館設置条例 西条市考古歴史館設置及び管理条例 西条市こどもの国設置及び管理条例 西条市生涯学習の館設置及び管理条例	東予市立郷土館設置及び管理条例	佐伯記念館・郷土資料館設置条例	小松町使用料条例 史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則	<ul style="list-style-type: none"> ・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.15参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協議項目	使用料・手数料等の取扱い（その2）			細項目	使用料・手数料等
調整方針					
項目	根拠条例等				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
(9) 社会体育施設の使用料	西条市都市公園条例 西条市野球場設置及び管理条例 西条市体育館設置及び管理条例 西条市陸上競技場設置及び管理条例	東予市公園条例 東予市市民体育館設置及び管理条例	丹原町都市公園条例 丹原町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例 丹原体育館の設置及び管理に関する条例	小松町都市公園条例 小松町体育館設置及び管理運営条例 小松町武道館設置及び管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.16～22参照）
(10) 文化会館の使用料	西条市総合文化会館設置及び管理条例	該当なし	丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.23～26参照）
3 公営住宅使用料					
(1) 改良住宅の家賃	西条市小集落改良住宅設置及び管理条例	東予市小集落改良住宅設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.27参照）
4 その他施設使用料					
(1) 公営墓地の使用料等	該当なし	東予市墓地条例	丹原町公営墓地使用許可要領	小松町墓地条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.28参照）
(2) 漁港施設の使用料	該当なし	河原津漁港管理条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.29,30参照）
(3) 温泉使用料	該当なし	東予市温泉配湯条例	該当なし	小松町温泉源泉管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.31参照）
(4) 市道の占用料	西条市道路占用料徴収条例	東予市道路占用料徴収条例	丹原町道路占用料徴収条例	小松町道路占用料徴収条例	・道路法の規定に基づき調整する。 調整方針説明資料（P.32～35参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)				細項目	手数料		
事務事業名	廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料				専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整方針	廃棄物処理業の許可等手数料については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。							
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容			
	西条市	東予市	丹原町	小松町				
[根 拠]	[西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]	[東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例]	[丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例] [丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例]	[小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]				
(1)一般廃棄物収集運搬業許可及び更新手数料並びに一般廃棄物処分業許可及び更新手数料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。			
(2)浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円				
(3)一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	現行のとおりとする。			
(4)一般廃棄物処理手数料	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円				
(5)一般廃棄物最終処分場処分手数料	西条市船屋不燃物捨場 0.5t以下 100円 0.5tを超え1t以下 200円 1tを超え1t増すごとに 200円 (端数は1tとみなす。) 加算	東予市一般廃棄物最終処分場 0.5t以下 200円 0.5tを超え1t以下 500円 1tを超え2t以下 1,000円 2tを超え1t増すごとに 500円 (端数は1tとみなす。) 加算	丹原町一般廃棄物最終処分場 1t以下 800円 1tを超え100kg増すごとに 80円 (100kg未満の端数切捨て) 加算	小松町不燃物処分場 0.5t以下 410円 0.5tを超え1t以下 720円 1tを超え2t以下 1,240円 2tを超え1t増すごとに 720円 (端数は1tとみなす。) 加算	管理型一般廃棄物最終処分場(東予市・丹原町)処分手数料については、東予市の例により調整する。 安定型一般廃棄物最終処分場(西条市・小松町)処分手数料については、西条市の例により調整する。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)		細項目	手数料		
事務事業名	各種収入金に係る督促手数料		専門部会名		分科会名	
調整方針	各種収入金に係る督促手数料は、1通につき100円とする。					
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
[根 拠]	[西条市市税条例]	[東予市税条例]	[丹原町税条例]	[小松町税条例]	督促手数料は、1通につき100円とする。	
(1) 市町税督促手数料	1通につき 100円	1通につき 60円 (平成15年度から) (100円)	1通につき 60円	1通につき 60円		
[根 拠]	[西条市国民健康保険税条例]	[東予市国民健康保険税条例]	[丹原町国民健康保険税条例]	[小松町国民健康保険税条例]		
(1) 国民健康保険税督促手数料	1通につき 100円	1通につき 60円 (平成15年度から) (100円)	1通につき 60円	1通につき 60円		
[根 拠]	[西条市督促手数料及び延滞金条例]	[東予市督促手数料及び延滞金条例]	[町税以外の諸収入金に対する督促手数料条例]	[小松町督促手数料及び延滞金徴収条例]		
(1) 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市町税外収入金督促手数料	1通につき 100円	1通につき 60円 (平成15年度から) (100円)	1通につき 60円	1通につき 60円		
[根 拠]	[西条市介護保険条例]	[東予市介護保険条例]	[丹原町介護保険条例]	[小松町介護保険条例]		
(1) 介護保険料督促手数料	1通につき 100円	1通につき 60円 (平成15年度から) (100円)	1通につき 60円	1通につき 60円		
[根 拠]	[西条市市営住宅設置及び管理条例]		[丹原町営住宅管理条例]			
(1) 市町営住宅家賃督促手数料	1通につき 100円		1通につき 60円			
[根 拠]	[西条市道路占用料徴収条例]	[東予市道路占用料徴収条例]	[丹原町道路占用料徴収条例]	[小松町道路占用料徴収条例]		
(1) 道路占用料督促手数料	1通につき 通常葉書の料金の額に相当する額	1通につき 60円 (平成15年度から) (100円)	1通につき 60円	1通につき 60円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	市民会館の使用料	専門部会名	財務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	市民会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																													
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																														
<p>[西条市市民会館設置及び管理条例] (使用料) 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の区別に従い別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) (食堂等の使用料) 第15条 市長は、食堂(喫茶コーナーを含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1 ホール・会議室等使用料(第6条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th rowspan="2">要</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後10時まで</th> <th>摘</th> </tr> <tr> <td>ホー ル</td> <td>1時間につき</td> <td>1,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1・第2会議室</td> <td>同</td> <td>330円</td> <td>1室ごとの使用料をいう。</td> </tr> <tr> <td>第3・第4会議室</td> <td>同</td> <td>220円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1和室</td> <td>同</td> <td>820円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2・第3・第4和室</td> <td>同</td> <td>220円</td> <td>1室ごとの使用料をいう。</td> </tr> </table> <p>備考 1 土曜日の午後、日曜日及び祝祭日に使用するとき、上表料金(以下「基本料金」という。)の2割を加算する。 2 使用時間の延長を行うときは、延長使用時間につき基本料金の2割を加算して追徴する。 3 使用時間が夜間(午後5時から午後10時まで)の場合は、基本料金の2割を加算する。 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 6 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的とし、又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本料金の10割増しの範囲内で市長が別に定める。 7 施設の一部又はガス施設を使用する場合の使用料は、市長が別に定める。</p> <p>別表第2 設備・備品使用料(第6条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>単</th> <th>位</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> <tr> <td>ポーターライト</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>につき</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>シーリングライト</td> <td>同</td> <td></td> <td></td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>ホリゾンライト</td> <td>同</td> <td></td> <td></td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>サイドスポットライト</td> <td>同</td> <td></td> <td></td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>サスペンションライト</td> <td>同</td> <td></td> <td></td> <td>450円</td> </tr> </table> <p>(次ページに続く)</p>	種別	使用時間		要	午前9時から午後10時まで	摘	ホー ル	1時間につき	1,400円		第1・第2会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。	第3・第4会議室	同	220円		第1和室	同	820円		第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。	区分	単	位	料	金	ポーターライト	1式	1回	につき	750円	シーリングライト	同			750円	ホリゾンライト	同			450円	サイドスポットライト	同			750円	サスペンションライト	同			450円	<p>[東予市市民会館設置及び管理条例] (使用料) 第11条 使用者は、使用の区別に従い別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) 別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">時間区分 使用区分</th> <th>時 時</th> <th>時 時</th> <th>時 時</th> <th>時 時</th> <th>時 時</th> <th>時 時</th> </tr> <tr> <th>9~12</th> <th>12~17</th> <th>17~22</th> <th>9~17</th> <th>12~22</th> <th>9~22</th> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>円 500</td> <td>円 700</td> <td>円 800</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,400</td> <td>円 1,600</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>1,900</td> <td>2,400</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第5会議室</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,300</td> <td>8,100</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>第6会議室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> </tr> </table> <p>備考 1 土曜日(12時から22時までの間)、日曜日及び祝祭日に使用するとき、上表の料金(以下「基本料金」という。)の2割を加算する。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 3 使用時間が上表の時間区分帯(以下「基準時間」という。)に満たないときは基準時間とみなす。 4 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき及び営利を目的とし、又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本料金の7割を加算する。 5 冷房及び暖房の使用料は基本料金の5割を加算する。 6 使用者が持ち込み器具によりコンセントを使用するときは1kWh当たり200円、スクリーンを使用する場合は1日につき400円を加算する。 7 前各項で計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 8 第6会議室の使用については、原則として第1項に規定する以外の日の9時から17時までとする。</p>	時間区分 使用区分	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	9~12	12~17	17~22	9~17	12~22	9~22	第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600	第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000	第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600	第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600	第6会議室	300	400	500	600	800	1,000	和室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900	料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
種別		使用時間			要																																																																																																																												
	午前9時から午後10時まで	摘																																																																																																																															
ホー ル	1時間につき	1,400円																																																																																																																															
第1・第2会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																																														
第3・第4会議室	同	220円																																																																																																																															
第1和室	同	820円																																																																																																																															
第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																																														
区分	単	位	料	金																																																																																																																													
ポーターライト	1式	1回	につき	750円																																																																																																																													
シーリングライト	同			750円																																																																																																																													
ホリゾンライト	同			450円																																																																																																																													
サイドスポットライト	同			750円																																																																																																																													
サスペンションライト	同			450円																																																																																																																													
時間区分 使用区分	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時																																																																																																																											
	9~12	12~17	17~22	9~17	12~22	9~22																																																																																																																											
第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600																																																																																																																											
第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900																																																																																																																											
第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000																																																																																																																											
第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600																																																																																																																											
第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600																																																																																																																											
第6会議室	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																																											
和室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900																																																																																																																											
料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200																																																																																																																											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)			細項目	使用料																																																																									
事務事業名	市民会館の使用料			専門部会名	財務部会	分科会名 管財分科会																																																																								
調整方針																																																																														
事務事業の現況																																																																														
西条市		東予市		丹原町		小松町																																																																								
具体的な調整内容																																																																														
(続き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ミラーボール</td><td>同</td><td></td><td>150円</td></tr> <tr><td>エフェクトマシン</td><td>同</td><td></td><td>150円</td></tr> <tr><td>オーロラマシン</td><td>同</td><td></td><td>150円</td></tr> <tr><td>ピンアークスポット</td><td>同</td><td></td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>フットライト</td><td>同</td><td></td><td>450円</td></tr> <tr><td>アンプ(マイク1本付)(A)</td><td>1台1回につき</td><td></td><td>2,250円</td></tr> <tr><td>アンプ(マイク1本付)(B)</td><td>同</td><td></td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>マイクロホン(A)</td><td>1本1回につき</td><td></td><td>600円</td></tr> <tr><td>マイクロホン(B)</td><td>同</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>ワイヤレスマイク</td><td>同</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>レコードプレーヤー</td><td>1台1回につき</td><td></td><td>450円</td></tr> <tr><td>テープレコーダー</td><td>同</td><td></td><td>450円</td></tr> <tr><td>ピアノ</td><td>同</td><td></td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>金びょうぶ</td><td>1双1回につき</td><td></td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>展示用つい立て</td><td>1枚1回につき</td><td></td><td>150円</td></tr> <tr><td>16ミリ映写機</td><td>1台1回につき</td><td></td><td>3,750円</td></tr> <tr><td>スクリーン</td><td>1式1回につき</td><td></td><td>750円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料	金	ミラーボール	同		150円	エフェクトマシン	同		150円	オーロラマシン	同		150円	ピンアークスポット	同		1,050円	フットライト	同		450円	アンプ(マイク1本付)(A)	1台1回につき		2,250円	アンプ(マイク1本付)(B)	同		1,200円	マイクロホン(A)	1本1回につき		600円	マイクロホン(B)	同		300円	ワイヤレスマイク	同		300円	レコードプレーヤー	1台1回につき		450円	テープレコーダー	同		450円	ピアノ	同		3,000円	金びょうぶ	1双1回につき		1,050円	展示用つい立て	1枚1回につき		150円	16ミリ映写機	1台1回につき		3,750円	スクリーン	1式1回につき		750円					
区分	単位	料	金																																																																											
ミラーボール	同		150円																																																																											
エフェクトマシン	同		150円																																																																											
オーロラマシン	同		150円																																																																											
ピンアークスポット	同		1,050円																																																																											
フットライト	同		450円																																																																											
アンプ(マイク1本付)(A)	1台1回につき		2,250円																																																																											
アンプ(マイク1本付)(B)	同		1,200円																																																																											
マイクロホン(A)	1本1回につき		600円																																																																											
マイクロホン(B)	同		300円																																																																											
ワイヤレスマイク	同		300円																																																																											
レコードプレーヤー	1台1回につき		450円																																																																											
テープレコーダー	同		450円																																																																											
ピアノ	同		3,000円																																																																											
金びょうぶ	1双1回につき		1,050円																																																																											
展示用つい立て	1枚1回につき		150円																																																																											
16ミリ映写機	1台1回につき		3,750円																																																																											
スクリーン	1式1回につき		750円																																																																											
備考 1 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。																																																																														
別表第3 冷暖房使用料(第6条関係)																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>基本料金の5割の額</td> </tr> <tr> <td>会議室・和室</td> <td>基本料金の3割の額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	ホール	基本料金の5割の額	会議室・和室	基本料金の3割の額																																																																							
区分	料金																																																																													
ホール	基本料金の5割の額																																																																													
会議室・和室	基本料金の3割の額																																																																													
別表第4 食堂使用料(第15条関係)																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>1箇月</td> <td></td> <td>105,000円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	単位	料	金	食堂	1箇月		105,000円																																																																					
名称	単位	料	金																																																																											
食堂	1箇月		105,000円																																																																											
備考 電気・ガス・水道・下水道及び冷暖房の使用料は、別に市長が定める。																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	福祉施設の使用料	専門部会名	福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	福祉施設の使用料については、現行のとおりとする。				

事務事業の現況					具体的な調整内容																																				
西条市	東予市	丹原町	小松町																																						
<p>[西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例] (使用料) 第5条 さくら荘の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長は、生活保護を受けている者及びこれに準ずる者の使用料を減免することができる。 別表 使用料月額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲号</td> <td>月額 1,500円</td> <td>4.5畳</td> </tr> <tr> <td>乙号</td> <td>月額 1,600円</td> <td>6畳</td> </tr> <tr> <td>丙号</td> <td>月額 1,900円</td> <td>4.5畳(昭和48年度新築分)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	備考	甲号	月額 1,500円	4.5畳	乙号	月額 1,600円	6畳	丙号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)	<p>[東予市地域交流センター設置及び管理条例] (使用料) 第8条 前条の許可を受けてセンターを使用する者(以下「使用者」という。)で、別表に定める施設を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表(第8条関係) センター施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>円 1,600</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール舞台照明施設</td> <td>"</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>"</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">浴室</td> <td rowspan="5">1回につき</td> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大人(中学生~64歳)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>幼児(3歳未満)</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳の交付を受けている者</td> <td>大人 150 小人 80</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 工作室で陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。 2 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するとき、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設及び浴室は除く。 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 4 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1) 入場料等が500円未満の場合 2割 (2) 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3) 入場料等が1,000円以上の場合 5割 5 冷暖房施設を使用するときは、使用料に5割を加算する。 6 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	使用単位	使用料	多目的ホール	1時間につき	円 1,600	多目的ホール舞台照明施設	"	700	工作室	"	400	浴室	1回につき	高齢者(65歳以上)	150	大人(中学生~64歳)	300	小 人	150	幼児(3歳未満)	80	身体障害者手帳の交付を受けている者	大人 150 小人 80	該当なし	該当なし		現行のとおりとする。
区分	使用料	備考																																							
甲号	月額 1,500円	4.5畳																																							
乙号	月額 1,600円	6畳																																							
丙号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)																																							
区分	使用単位	使用料																																							
多目的ホール	1時間につき	円 1,600																																							
多目的ホール舞台照明施設	"	700																																							
工作室	"	400																																							
浴室	1回につき	高齢者(65歳以上)	150																																						
		大人(中学生~64歳)	300																																						
		小 人	150																																						
		幼児(3歳未満)	80																																						
		身体障害者手帳の交付を受けている者	大人 150 小人 80																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	農村環境改善センター等の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	農村環境改善センター等の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況						具体的な調整内容																																																																																																								
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																											
該当なし	<p>[東予市農村環境改善センター設置及び管理条例] (使用料) 第8条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール照明施設</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>老人憩室</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>生活改善室兼婦人研修室</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>営農サークル室</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>営農相談室</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するとき、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設は除く。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 3 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1)入場料が500円未満の場合 2割 (2)入場料が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3)入場料が1,000円以上の場合 5割 4 冷暖房施設を使用するときは、使用料に7割を加算する。 5 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	使用単位	使用料	多目的ホール	1時間につき	1,500円	多目的ホール照明施設	"	300	健康相談室	"	200	調理実習室	"	500	老人憩室	"	200	生活改善室兼婦人研修室	"	200	農事研修室	"	300	営農サークル室	"	300	営農相談室	"	200	<p>[丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例] (使用料) 第8条 農村センターの使用料は無料とする。ただし、町長が必要と認めた経費は、これを利用者に負担させることができる。</p> <p>(町長が必要と認めた場合) 多目的ホール 1時間につき 200円 その他 実費(200円/時間)</p> <p>[丹原町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第9条 婦人の家の使用料は、無料とする。ただし、町長が必要と認めた経費は、これを利用者に負担させることができる。</p> <p>(町長が必要と認めた場合) 使用器具の使用料</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>自動発酵機</td><td>1台1回</td><td>400円</td></tr> <tr><td>製粉機</td><td>1升</td><td>50円</td></tr> <tr><td>ガス回転釜</td><td>1時間</td><td>250円</td></tr> <tr><td>動力ミンチ</td><td>1回</td><td>50円</td></tr> <tr><td>高圧釜</td><td>1回</td><td>150円</td></tr> <tr><td>穀物膨張機</td><td>1回</td><td>100円</td></tr> <tr><td>製麺機</td><td>1kg</td><td>50円</td></tr> <tr><td>水圧式洗米機</td><td>1回</td><td>50円</td></tr> <tr><td>ミニスライサー</td><td>10分</td><td>10円</td></tr> <tr><td>ボンせんべい機</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr> <tr><td>ミトグライダ-</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr> <tr><td>真空包装機</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr> <tr><td></td><td>5時間以上</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	自動発酵機	1台1回	400円	製粉機	1升	50円	ガス回転釜	1時間	250円	動力ミンチ	1回	50円	高圧釜	1回	150円	穀物膨張機	1回	100円	製麺機	1kg	50円	水圧式洗米機	1回	50円	ミニスライサー	10分	10円	ボンせんべい機	1時間	100円	ミトグライダ-	1時間	100円	真空包装機	1時間	100円		5時間以上	500円	<p>[小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。</p> <p>小松町使用料条例 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">農村環境改善センター施設</td> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>980円</td> <td>580円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室会議室</td> <td>"</td> <td>120</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活実習室</td> <td>"</td> <td>370</td> <td>220</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人いこい室</td> <td>"</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>"</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>"</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 (2)(省略)</p>	区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考	農村環境改善センター施設	多目的ホール	1時間につき	980円	580円		和室会議室	"	120	70		生活実習室	"	370	220		老人いこい室	"	180	100		農事研修室	"	180	100		視聴覚室	"	180	100		<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
区分	使用単位	使用料																																																																																																												
多目的ホール	1時間につき	1,500円																																																																																																												
多目的ホール照明施設	"	300																																																																																																												
健康相談室	"	200																																																																																																												
調理実習室	"	500																																																																																																												
老人憩室	"	200																																																																																																												
生活改善室兼婦人研修室	"	200																																																																																																												
農事研修室	"	300																																																																																																												
営農サークル室	"	300																																																																																																												
営農相談室	"	200																																																																																																												
自動発酵機	1台1回	400円																																																																																																												
製粉機	1升	50円																																																																																																												
ガス回転釜	1時間	250円																																																																																																												
動力ミンチ	1回	50円																																																																																																												
高圧釜	1回	150円																																																																																																												
穀物膨張機	1回	100円																																																																																																												
製麺機	1kg	50円																																																																																																												
水圧式洗米機	1回	50円																																																																																																												
ミニスライサー	10分	10円																																																																																																												
ボンせんべい機	1時間	100円																																																																																																												
ミトグライダ-	1時間	100円																																																																																																												
真空包装機	1時間	100円																																																																																																												
	5時間以上	500円																																																																																																												
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考																																																																																																									
農村環境改善センター施設	多目的ホール	1時間につき	980円	580円																																																																																																										
	和室会議室	"	120	70																																																																																																										
	生活実習室	"	370	220																																																																																																										
	老人いこい室	"	180	100																																																																																																										
	農事研修室	"	180	100																																																																																																										
	視聴覚室	"	180	100																																																																																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	産業・まちづくり関係施設の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	産業・まちづくり関係施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況						具体的な調整内容																																																																													
西条市	東予市	丹原町	小松町			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																													
<p>[西条市産業情報支援センター設置及び管理条例] (使用料) 第4条 会議室等の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) (入居使用料等) 第12条 インキュベータ室への入居の許可を受けたもの(以下「入居者」という。)は、別表第2に定めるインキュベータ室入居使用料(以下「入居使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、つきの途中でインキュベータ室に新たに入居した場合又は退去した場合は、当該月の入居使用料は日割計算による。 2 入居者であって、駐車場の使用の許可を受けたものは、別表第3に定める駐車場使用料を納付しなければならない。 3 (省略) (保証金) 第14条 入居者は、保証金を納付しなければならない。 2 保証金は、入居使用料の2月分に相当する金額とし、使用許可の際に徴収する。 3 (省略) 別表第1(第4条関係) (1)会議室等使用料(情報研修室を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修会議室</td> <td>床面の全体を使用する場合</td> <td>1時間につき 800円</td> </tr> <tr> <td>床面の2分の1を使用する場合</td> <td>同 400円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1</td> <td>同 300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2</td> <td>同 400円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>交流サロン</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 3 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 4 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>(2)情報研修室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報研修室</td> <td>1月につき</td> <td>46,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 電気の使用料は、使用者の負担とする。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 3 使用時間が1月に満たないときは、当該月の使用料は、日割り計算による。 4 設備、備品等使用料 市長が規則で定める額 (次ページに続く)</p>	区分	単位	使用料	研修会議室	床面の全体を使用する場合		1時間につき 800円	床面の2分の1を使用する場合	同 400円	会議室	1	同 300円	会議室	2	同 400円	多目的ルーム	同	700円	交流サロン	同	700円	区分	単位	使用料	情報研修室	1月につき	46,800円	<p>[東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第9条 前条第2項の許可を受けて使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">視聴覚室使用料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 営利を目的とする場合は、使用料に10割を加算する。 2 冷暖房を使用するときは、使用料に5割を加算する。</p>	視聴覚室使用料				区分	使用単位	使用料		視聴覚室	1時間につき	1,000円		<p>該当なし</p>	<p>[小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 開発センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">開発センター施設</td> <td>陶芸窯</td> <td>1回につき</td> <td>円 4,500</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室()</td> <td>1時間につき</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室()</td> <td>"</td> <td>310</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室()</td> <td>"</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>"</td> <td>90</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> <td>"</td> <td>120</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特産加工室</td> <td>"</td> <td>280</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 (2)(省略)</p>	区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考	開発センター施設	陶芸窯	1回につき	円 4,500	円		創作室()	1時間につき	180	100		創作室()	"	310	180		創作室()	"	180	100		小会議室	"	90	50		ミーティング室	"	120	70		特産加工室	"	280	
区分	単位	使用料																																																																																	
研修会議室	床面の全体を使用する場合	1時間につき 800円																																																																																	
	床面の2分の1を使用する場合	同 400円																																																																																	
会議室	1	同 300円																																																																																	
会議室	2	同 400円																																																																																	
多目的ルーム	同	700円																																																																																	
交流サロン	同	700円																																																																																	
区分	単位	使用料																																																																																	
情報研修室	1月につき	46,800円																																																																																	
視聴覚室使用料																																																																																			
区分	使用単位	使用料																																																																																	
視聴覚室	1時間につき	1,000円																																																																																	
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考																																																																														
開発センター施設	陶芸窯	1回につき	円 4,500	円																																																																															
	創作室()	1時間につき	180	100																																																																															
	創作室()	"	310	180																																																																															
	創作室()	"	180	100																																																																															
	小会議室	"	90	50																																																																															
	ミーティング室	"	120	70																																																																															
	特産加工室	"	280																																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																								
事務事業名	産業・まちづくり関係施設の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会																																						
調整方針																																											
事務事業の現況					具体的な調整内容																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町																																								
(続き) 別表第2(第13条第1項関係) インキュベータ室入居使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10インキュベータ室</td> <td>1月につき</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>第3～第6・第11・第12インキュベータ室</td> <td>同</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>第1・第7～第9インキュベータ室</td> <td>同</td> <td>20,800円</td> </tr> <tr> <td>第2インキュベータ室</td> <td>同</td> <td>30,100円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 別表第3(第13条第2項関係) 駐車場使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐 車 場</td> <td>1台・1月につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> [西条市産業情報支援センター設置及び管理条例施行規則] 別表第1(第9条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設 備 備 品 名</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持運び用スピーカー一体型アンプ</td> <td>1台1回につき</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイク</td> <td>1本1回につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>OHP・スクリーンセット</td> <td>1式1回につき</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>スライド・スクリーンセット</td> <td>1式1回につき</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット</td> <td>1式1回につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単 位	使 用 料	第10インキュベータ室	1月につき	15,700円	第3～第6・第11・第12インキュベータ室	同	16,600円	第1・第7～第9インキュベータ室	同	20,800円	第2インキュベータ室	同	30,100円	区分	単 位	使 用 料	駐 車 場	1台・1月につき	2,000円	設 備 備 品 名	単 位	使 用 料	持運び用スピーカー一体型アンプ	1台1回につき	600円	ワイヤレスマイク	1本1回につき	300円	OHP・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円	スライド・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円	液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット	1式1回につき	2,000円				
区分	単 位	使 用 料																																									
第10インキュベータ室	1月につき	15,700円																																									
第3～第6・第11・第12インキュベータ室	同	16,600円																																									
第1・第7～第9インキュベータ室	同	20,800円																																									
第2インキュベータ室	同	30,100円																																									
区分	単 位	使 用 料																																									
駐 車 場	1台・1月につき	2,000円																																									
設 備 備 品 名	単 位	使 用 料																																									
持運び用スピーカー一体型アンプ	1台1回につき	600円																																									
ワイヤレスマイク	1本1回につき	300円																																									
OHP・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円																																									
スライド・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円																																									
液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット	1式1回につき	2,000円																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																											
事務事業名	観光施設の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会																																																																									
調整方針	観光施設の使用料については、現行のとおりとする。																																																																													
事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																									
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																											
<p>[西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例] (使用料) 第7条 使用者は、使用方法の区分に従い別表第一から別表第三までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) (食堂等の使用) 第12条 市長は、食堂(ハ`ベ`キ-棟を含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1 宿泊料等(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宿泊室</td> <td>大人</td> <td>1人当り 1,170</td> </tr> <tr> <td>高校・大学生</td> <td>1人当り 880</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>1人当り 590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>大人</td> <td>1人当り 980</td> </tr> <tr> <td>高校・大学生</td> <td>1人当り 680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生</td> <td>1人当り 490</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ケビン</td> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>2~4人用 1棟当り2人(基本人員)まで 2,920</td> </tr> <tr> <td>4~6人用 1棟当り4人(基本人員)まで 5,840</td> </tr> <tr> <td>6~10人用 1棟当り6人(基本人員)まで 8,760</td> </tr> <tr> <td>7~8人用 1棟当り7人(基本人員)まで 10,220</td> </tr> <tr> <td>加算料金</td> <td>基本人員を超え1人当たり 980</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ</td> <td>大人</td> <td>1人当り 200</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>1人当り 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 宿泊者の使用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。 2 前記1の使用時間を超えて引き続き施設を使用する場合は、別表第二に定める料金を加算する。ただし、2泊以上継続して使用する場合は、到着日及び出発日を除く滞在期間中は、休息料金を加算しない。 3 団体とは、宿泊室1室に20人以上宿泊する場合をいう。 4 ケビンの宿泊人数には、小学生未満を含まない。 5 キャンプについては、別表第三に定めるキャンプ用を使用する場合は無料とする。 (次ページに続く)</p>	施設名	区分	使用料(円)	宿泊室	大人	1人当り 1,170	高校・大学生	1人当り 880	小・中学生	1人当り 590	団体	大人	1人当り 980	高校・大学生	1人当り 680		小・中学生	1人当り 490	ケビン	基本料金	2~4人用 1棟当り2人(基本人員)まで 2,920	4~6人用 1棟当り4人(基本人員)まで 5,840	6~10人用 1棟当り6人(基本人員)まで 8,760	7~8人用 1棟当り7人(基本人員)まで 10,220	加算料金	基本人員を超え1人当たり 980	キャンプ	大人	1人当り 200	小・中学生	1人当り 100	<p>[東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第10条 使用者は、使用区分に従い、別表第1から別表第3までに定める入浴料及び施設使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。 2 (省略) (食堂の使用) 第19条 市長は、食堂の使用について2年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定により、使用を許可することができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、同一人に対して引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1(第10条関係) 入浴料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金(単位円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般露天風呂を含む場</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者</td> <td>大人</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券(11枚綴り)</td> <td>大人</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家風呂</td> <td>基本</td> <td>時間 1時間以内 1,500</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>1時間を超える場合 30分間につき 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 別表第2(第10条関係) 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集いの場</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3世代交流室</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人憩い室</td> <td>2,000円</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>3,000円</td> <td>3時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 2 3時間を超える場合は、1時間につき2割を加算する。 3 老人憩い室及び研修室は、宿泊者が会議等に利用するときは無料とする。 4 研修室を宿泊施設として利用する場合は、上記の表は適用せず別表第3を適用する。 (次ページに続く)</p>	区分	料金(単位円)	一般露天風呂を含む場	大人	300	小人	200	3歳未満	無料	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200	小人	100	回数券(11枚綴り)	大人	3,000	小人	2,000	家風呂	基本	時間 1時間以内 1,500	追加	1時間を超える場合 30分間につき 500	区分	使用料	使用時間	集いの場	無料		3世代交流室	無料		集会室	無料		老人憩い室	2,000円	3時間	研修室	3,000円	3時間	該当なし	該当なし		現行のとおりとする。
施設名	区分	使用料(円)																																																																												
宿泊室	大人	1人当り 1,170																																																																												
	高校・大学生	1人当り 880																																																																												
	小・中学生	1人当り 590																																																																												
	団体	大人	1人当り 980																																																																											
		高校・大学生	1人当り 680																																																																											
	小・中学生	1人当り 490																																																																												
ケビン	基本料金	2~4人用 1棟当り2人(基本人員)まで 2,920																																																																												
		4~6人用 1棟当り4人(基本人員)まで 5,840																																																																												
		6~10人用 1棟当り6人(基本人員)まで 8,760																																																																												
	7~8人用 1棟当り7人(基本人員)まで 10,220																																																																													
加算料金	基本人員を超え1人当たり 980																																																																													
キャンプ	大人	1人当り 200																																																																												
	小・中学生	1人当り 100																																																																												
区分	料金(単位円)																																																																													
一般露天風呂を含む場	大人	300																																																																												
	小人	200																																																																												
	3歳未満	無料																																																																												
	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200																																																																											
		小人	100																																																																											
回数券(11枚綴り)	大人	3,000																																																																												
	小人	2,000																																																																												
家風呂	基本	時間 1時間以内 1,500																																																																												
	追加	1時間を超える場合 30分間につき 500																																																																												
区分	使用料	使用時間																																																																												
集いの場	無料																																																																													
3世代交流室	無料																																																																													
集会室	無料																																																																													
老人憩い室	2,000円	3時間																																																																												
研修室	3,000円	3時間																																																																												

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																		
事務事業名	観光施設の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会																																
調整方針																																					
事務事業の現況					具体的な調整内容																																
西条市	東予市	丹原町	小松町																																		
(続き) 別表第2 研修・会議・休息等料金(第7条関係)		(続き) 別表第3(第19条関係) 宿泊施設使用料																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊室</td> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>1人3時間以内</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>超過時間1時間当たり</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>基本料金</td> <td>1人3時間以内</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>超過時間1時間当たり</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	単位	使用料(円)	宿泊室	基本料金	1人3時間以内	200	超過時間1時間当たり	100	団体	基本料金	1人3時間以内	100	超過料金	超過時間1時間当たり	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宿泊室</td> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>大人</td> <td>1人1泊(1部屋を2人以上で使用する場合。入浴料も含む。)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>休息</td> <td>1時間</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分	単位	使用料	宿泊室	宿泊	大人	1人1泊(1部屋を2人以上で使用する場合。入浴料も含む。)	4,000円	小人		2,000円	休息	1時間		500円			
施設名	区分	単位	使用料(円)																																		
宿泊室	基本料金	1人3時間以内	200																																		
		超過時間1時間当たり	100																																		
	団体	基本料金	1人3時間以内	100																																	
		超過料金	超過時間1時間当たり	50																																	
区分	分	単位	使用料																																		
宿泊室	宿泊	大人	1人1泊(1部屋を2人以上で使用する場合。入浴料も含む。)	4,000円																																	
		小人		2,000円																																	
	休息	1時間		500円																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ケビン</th> <th>基本料金</th> <th>1棟3時間以内</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ケビン</td> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>4人まで</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>5人目から1人当たり</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>4人まで</td> <td>980</td> </tr> <tr> <td>5人目から1人当たり</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	ケビン	基本料金	1棟3時間以内	使用料	ケビン	基本料金	4人まで	1,950	5人目から1人当たり	490	基本料金	4人まで	980	5人目から1人当たり	250	備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 3 1部屋に1人で宿泊する場合は、上記の料金に2,000円を加算する。 4 3歳未満の者が寝具を使用する場合は、小人の使用料を徴収する。 5 宿泊の場合の利用時間は、原則として午後3時から翌日午前10時までとする。ただし、2日以上継続して使用する場合到着日及び出発日を除く休息の使用料は、無料とする。																					
ケビン	基本料金	1棟3時間以内	使用料																																		
ケビン	基本料金	4人まで	1,950																																		
		5人目から1人当たり	490																																		
	基本料金	4人まで	980																																		
		5人目から1人当たり	250																																		
備考 使用時間が基本時間(3時間)に満たないときは基本時間とみなし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。																																					
別表第3 設備備品使用料(第7条関係)		別表第4(第19条関係) 食堂使用料																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備備品名</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型テント</td> <td>1張1日当たり</td> <td>980</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプセット(テント、食器セット)</td> <td>1式1泊2日当たり</td> <td>1,460</td> </tr> <tr> <td>2日目以降1泊当たり</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>マイク設備</td> <td>1式1回当たり</td> <td>490</td> </tr> </tbody> </table>	設備備品名	単位	使用料(円)	大型テント	1張1日当たり	980	キャンプセット(テント、食器セット)	1式1泊2日当たり	1,460	2日目以降1泊当たり	680	マイク設備	1式1回当たり	490	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>1ヶ月</td> <td>83,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	使用料	食堂	1ヶ月	83,000円																
設備備品名	単位	使用料(円)																																			
大型テント	1張1日当たり	980																																			
キャンプセット(テント、食器セット)	1式1泊2日当たり	1,460																																			
	2日目以降1泊当たり	680																																			
マイク設備	1式1回当たり	490																																			
名称	単位	使用料																																			
食堂	1ヶ月	83,000円																																			
備考 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。	備考 1 電気・ガス・水道の使用料は、実費とする。																																				
別表第4 食堂等使用料(第12条関係)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>1箇月</td> <td>7,770</td> </tr> <tr> <td>パーベキュー棟</td> <td>1箇月</td> <td>1,950</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	使用料(円)	食堂	1箇月	7,770	パーベキュー棟	1箇月	1,950																												
名称	単位	使用料(円)																																			
食堂	1箇月	7,770																																			
パーベキュー棟	1箇月	1,950																																			
備考 電気及びガス等の使用料は、別に市長が定める。																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	ハイウェイオアシスの使用料	専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整方針	石鎚山ハイウェイオアシス館の使用料については、現行のとおりとする。				

事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																					
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																						
該当なし	該当なし	該当なし	<p>【小松町都市公園条例】 (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略)</p> <p>別表第3(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単</th> <th>位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td rowspan="2">花木園</td> <td rowspan="2">オートキャンプサイト</td> <td>1泊2日1区画につき</td> <td>16時～翌日9時</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>デイキャンプ1区画1日につき</td> <td>9時～16時</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料</td> <td rowspan="2">イベント広場</td> <td colspan="2">営利を目的とした場合</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">公</td> <td rowspan="2">石鎚山ハイウェイオアシス館</td> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>会場使用料</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>"</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中会議室</td> <td>会場使用料</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>"</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中会議室</td> <td>会場使用料</td> <td>"</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td>会場使用料</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>"</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td>会場使用料</td> <td>"</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施</td> <td rowspan="5">石鎚館入館料</td> <td colspan="2">(個人利用)</td> <td>1人1回につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・6歳以上15歳未満の者</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・15歳以上の者</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)</td> <td>1人1回につき</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・6歳以上15歳未満の者</td> <td>"</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・15歳以上の者</td> <td>"</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。 有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。 公園を占有する場合で、占有の形態の如何にかかわらず、消費税法の規定により、許可期間1箇月未満のものは占有料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>			区	分	単	位	使用料(円)	有	花木園	オートキャンプサイト	1泊2日1区画につき	16時～翌日9時	2,000	デイキャンプ1区画1日につき	9時～16時	1,000	料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル1日につき	3	公	石鎚山ハイウェイオアシス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200	冷暖房使用料	"	600	中会議室	会場使用料	"	300	冷暖房使用料	"	150	中会議室	会場使用料	"	400	冷暖房使用料	"	200	小会議室	会場使用料	"	300	冷暖房使用料	"	150	小会議室	会場使用料	"	400	冷暖房使用料	"	200	施	石鎚館入館料	(個人利用)		1人1回につき	300	・6歳以上15歳未満の者		"	500	・15歳以上の者		"	500	(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)		1人1回につき	240	・6歳以上15歳未満の者		"	400	・15歳以上の者		"	400	現行のとおりとする。
区	分	単	位	使用料(円)																																																																																					
有	花木園	オートキャンプサイト	1泊2日1区画につき	16時～翌日9時	2,000																																																																																				
			デイキャンプ1区画1日につき	9時～16時	1,000																																																																																				
料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル1日につき	3																																																																																				
		公	石鎚山ハイウェイオアシス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200																																																																																		
冷暖房使用料	"				600																																																																																				
中会議室	会場使用料		"	300																																																																																					
	冷暖房使用料		"	150																																																																																					
中会議室	会場使用料		"	400																																																																																					
	冷暖房使用料		"	200																																																																																					
小会議室	会場使用料		"	300																																																																																					
	冷暖房使用料		"	150																																																																																					
小会議室	会場使用料		"	400																																																																																					
	冷暖房使用料		"	200																																																																																					
施	石鎚館入館料		(個人利用)		1人1回につき	300																																																																																			
			・6歳以上15歳未満の者		"	500																																																																																			
		・15歳以上の者		"	500																																																																																				
		(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)		1人1回につき	240																																																																																				
		・6歳以上15歳未満の者		"	400																																																																																				
・15歳以上の者		"	400																																																																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)			細項目	使用料								
事務事業名	少年自然の家の使用料			専門部会名	教育部会	分科会名 教育総務分科会							
調整方針	少年自然の家の使用料については、現行のとおりとする。												
事務事業の現況						具体的な調整内容							
西条市	東予市	丹原町	小松町										
<p>[西条少年自然の家設置及び管理条例] (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">使用料(1日につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小・中学生</td> <td style="text-align: center;">350円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校・大学生</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </table> <p>備考 1 上表の使用料には、食事に要する費用及び野営の用に供する燃料、消耗品等の費用を含まない。 2 小・中学生を引率する場合の教員の使用料は、小・中学生の使用料と同額とする。</p>	区 分	使用料(1日につき)	小・中学生	350円	高校・大学生	400円	一 般	500円	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。	
区 分	使用料(1日につき)												
小・中学生	350円												
高校・大学生	400円												
一 般	500円												

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																								
事務事業名	社会教育施設の使用料・入館料等	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会																																																																						
調整方針	社会教育施設の使用料・入館料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																										
事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																								
<p>[西条市立郷土博物館設置条例] 使用料に関する規定なし。</p> <p>[西条市考古歴史館設置及び管理条例] (望遠鏡使用料) 第3条 考古歴史館備付けの望遠鏡を使用しようとする者は、1回につき10円の使用料を納付しなければならない。</p> <p>[西条市こどもの国設置及び管理条例] (観覧料) 第5条 プラネタリウムの投影を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表 プラネタリウム観覧料(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th>1人1回</th> <th>団体1人1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>50円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体とは、引率者のある30人以上のものをいう。</p> <p>[西条市生涯学習の館設置及び管理条例] (使用料) 第6条 使用者は、使用の区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表 使用料(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1音楽練習室</td> <td></td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2音楽練習室</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アトリエ</td> <td>団体</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工房</td> <td>団体</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 冷暖房を使用する場合は、上記金額の5割増とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 3 使用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。 4 使用時間を超過した場合は、超過時間につき上記金額を加算して追徴する。 5 団体とは、5人以上が使用する場合をいう。</p>	区分	観覧料		1人1回	団体1人1回	大人	200円	160円	大学生	100円	80円	中学生	50円	40円	小学生			区分	分	1時間当たり	第1音楽練習室		300円	第2音楽練習室		100円	アトリエ	団体	200円	個人	50円	工房	団体	200円	個人	50円	<p>[東予市立郷土館設置及び管理条例] (使用料) 第9条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。以下省略。</p> <p>別表 郷土館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一展示室</td> <td>1日あたり</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)土曜日及び日曜日に使用する場合は、2割を加算する。 (2)入場料を徴収する場合は、次により加算する。 入場料 500円未満 2割 入場料 500円以上1,000円未満 3割 入場料 1,000円以上 5割 (3)冷暖房施設を使用する場合は、7割を加算する。 (4)前3号により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	使用単位	使用料	第一展示室	1日あたり	2,000円	<p>[佐伯記念館・郷土資料館設置条例] (使用料) 第6条 使用料は、次の各号に定める額の範囲内において教育委員会が定める額とする。 (1)入館料 常時展示 無料 特別展示 1人 500円 (2)施設使用料 研修室 1日3,000円、ただし、5時間未満2,000円</p>	<p>[史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則] (入館料) 第5条 篤山邸を見学しようとする者は、小松町使用料条例に定める入館料を納付しなければならない。</p> <p>小松町使用料条例別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">史跡近藤篤山旧邸</td> <td rowspan="2">座敷</td> <td>1時間につき</td> <td>120円</td> <td>70円</td> <td>暖房器具とはホットカーペット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。</td> </tr> <tr> <td>居間</td> <td>120円</td> <td>70円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入館料(全館)</td> <td>1回につき大人</td> <td>200円</td> <td></td> <td>小人及び幼児以外の者をいう。</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>150円</td> <td></td> <td>大人15名以上の場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> <td></td> <td>小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考	史跡近藤篤山旧邸	座敷	1時間につき	120円	70円	暖房器具とはホットカーペット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。	居間	120円	70円	〃	入館料(全館)	1回につき大人	200円		小人及び幼児以外の者をいう。	団体	150円		大人15名以上の場合をいう。	小人	100円		小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
区分		観覧料																																																																									
	1人1回	団体1人1回																																																																									
大人	200円	160円																																																																									
大学生	100円	80円																																																																									
中学生	50円	40円																																																																									
小学生																																																																											
区分	分	1時間当たり																																																																									
第1音楽練習室		300円																																																																									
第2音楽練習室		100円																																																																									
アトリエ	団体	200円																																																																									
	個人	50円																																																																									
工房	団体	200円																																																																									
	個人	50円																																																																									
区分	使用単位	使用料																																																																									
第一展示室	1日あたり	2,000円																																																																									
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考																																																																						
史跡近藤篤山旧邸	座敷	1時間につき	120円	70円	暖房器具とはホットカーペット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。																																																																						
		居間	120円	70円	〃																																																																						
	入館料(全館)	1回につき大人	200円		小人及び幼児以外の者をいう。																																																																						
団体		150円		大人15名以上の場合をいう。																																																																							
小人		100円		小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)																																																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																																																																						
事務事業名	社会体育施設の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会																																																																																																																																																																																																																																				
調整方針	社会体育施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																																																																																																								
事務事業の現況																																																																																																																																																																																																																																									
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																																																																																																																																																																																																																						
<p>[西条市都市公園条例] (有料施設の使用料) 第10条の2 公園施設のうち水泳プール及び照明施設の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 2 (省略) 別表第2 水泳プール使用料(第10条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公園別</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>種 別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">西条運動公園</td> <td rowspan="3">西条運動公園総合プール</td> <td rowspan="3">個人</td> <td>大 人</td> <td>1人1回 300円</td> </tr> <tr> <td>高・中学生</td> <td>1人1回 200円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1人1回 100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>団体</td> <td>引率者のある30人以上の小学生</td> <td>1人1回 80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 照明施設使用料(第10条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公園別</th> <th>施設別</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条市市民公園</td> <td>運動広場</td> <td>1時間 900円</td> <td rowspan="2">1時間に満たないときは、1時間とみなす。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート</td> <td>1時間1面 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西条市西部公園</td> <td rowspan="2">運動広場</td> <td>部分点灯 1時間1面</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>全部点灯 1時間</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート</td> <td>1時間1面</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>神戸公園</td> <td>運動広場</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>石井記念公園</td> <td>運動広場</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	公園別	名称	区分	種 別	使用料	西条運動公園	西条運動公園総合プール	個人	大 人	1人1回 300円	高・中学生	1人1回 200円	小学生	1人1回 100円			団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 80円	公園別	施設別	使用料	摘要	西条市市民公園	運動広場	1時間 900円	1時間に満たないときは、1時間とみなす。		テニスコート	1時間1面 300円	西条市西部公園	運動広場	部分点灯 1時間1面	900円	全部点灯 1時間	1,700円		テニスコート	1時間1面	300円	神戸公園	運動広場	1時間	500円	石井記念公園	運動広場	1時間	500円	<p>[東予市公園条例] (有料公園施設の設置) 第2条の2 有料公園施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東予市運動公園</td> <td>テニスコート・球技場・夜間照明施設・プール・多目的広場・海浜広場・野球場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項若しくは第4項又は第8条の2第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第1(第10条関係) 3 有料公園施設(野球場を除く。)を使用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>一般・学生</th> <th>中学生</th> <th>小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運動公園</td> <td>テニスコート(1面につき)</td> <td>1時間につき</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>練習コート(1人につき)</td> <td>1時間につき</td> <td>50円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">球技場</td> <td rowspan="2">午前(8時30分から12時30分)</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏期(4月～9月)(17時～19時)</td> <td>1,500円</td> <td>750円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>夏期(4月～9月) 6,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬期(10月～3月) 5,000円</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明施設</td> <td>テニスコート1面1回につき</td> <td colspan="3">1,000円</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1回につき</td> <td>300円</td> <td>200円 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">運動公園</td> <td rowspan="2">多目的広場</td> <td>午前(8時30分～12時30分)</td> <td>1面につき</td> <td>610円 310円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>1面につき</td> <td>610円 310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏期(4月～9月)(17時～19時)</td> <td>1面につき</td> <td>310円 150円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1面につき</td> <td>1,220円 610円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全日</td> <td>夏期(4月～9月)</td> <td>1面につき</td> <td>1,220円 610円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬期(10月～3月)</td> <td>1面につき</td> <td>1,090円 550円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>1面につき</td> <td>4,360円 2,180円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	有料公園施設の属する公園	有料公園施設の名称	東予市運動公園	テニスコート・球技場・夜間照明施設・プール・多目的広場・海浜広場・野球場	施設区分	使用区分	使用料			一般・学生	中学生	小学生	運動公園	テニスコート(1面につき)	1時間につき	200円	100円	練習コート(1人につき)	1時間につき	50円	30円	球技場	午前(8時30分から12時30分)	3,000円	1,500円		午後(13時～17時)	3,000円	1,500円	夏期(4月～9月)(17時～19時)	1,500円	750円		全日	夏期(4月～9月) 6,000円	3,000円			冬期(10月～3月) 5,000円	2,500円		夜間照明施設	テニスコート1面1回につき	1,000円			プール	1回につき	300円	200円 100円	運動公園	多目的広場	午前(8時30分～12時30分)	1面につき	610円 310円	午後(13時～17時)	1面につき	610円 310円	夏期(4月～9月)(17時～19時)	1面につき	310円 150円		1面につき	1,220円 610円		全日	夏期(4月～9月)	1面につき	1,220円 610円		冬期(10月～3月)	1面につき	1,090円 550円			全日	1面につき	4,360円 2,180円		<p>[丹原町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2,3 (省略) 別表第2(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹原総合公園</td> <td>多目的広場 テニスコート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 第11条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者、又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第3(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th rowspan="2">分</th> <th rowspan="2">単</th> <th rowspan="2">位</th> <th rowspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有料公園施設を利用する場合</td> <td rowspan="2">多目的広場</td> <td rowspan="2">昼間</td> <td>半面</td> <td>1時間につき 250円</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>(1時間以内は1時間) 500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明施設を使用する場合</td> <td rowspan="2">17～19時</td> <td>半面</td> <td>1時間につき 700円</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>(1時間以内は1時間) 1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td rowspan="2">夜間19～22時</td> <td>半面</td> <td>19時～22時 2,000円</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>早朝5時半から8時までの1面</td> <td></td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">有料公園施設を利用する場合</td> <td rowspan="2">多目的広場</td> <td rowspan="2">昼間</td> <td>1面</td> <td>1時間につき (1時間以内は1時間) 200円</td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td>1時間につき (1時間以内は1時間) 400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間19～22時</td> <td>1面</td> <td>19時～22時 1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 夜間照明施設の使用できる時間は、17時から22時までとする。 (次ページに続く)</p>	公園名	施設名	丹原総合公園	多目的広場 テニスコート	区	分	単	位	使用料	使用料	有料公園施設を利用する場合	多目的広場	昼間	半面	1時間につき 250円	全面	(1時間以内は1時間) 500円	夜間照明施設を使用する場合	17～19時	半面	1時間につき 700円	全面	(1時間以内は1時間) 1,200円	テニスコート	夜間19～22時	半面	19時～22時 2,000円	全面	3,500円			早朝5時半から8時までの1面		250円	有料公園施設を利用する場合	多目的広場	昼間	1面	1時間につき (1時間以内は1時間) 200円	1面	1時間につき (1時間以内は1時間) 400円	夜間19～22時	1面	19時～22時 1,000円						<p>[小松町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2,3 (省略) 別表第2(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松中央公園</td> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>庭球場</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>夜間照明施設</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>交通広場</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>グラウンドゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>花木園</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>石鎚山ハイウェイオアシス館</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>イベント広場</td> </tr> <tr> <td>石根ふれあい公園</td> <td>多目的広場</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>夜間照明施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第3(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th rowspan="2">分</th> <th rowspan="2">単</th> <th rowspan="2">位</th> <th rowspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">有料公園施設</td> <td rowspan="2">多目的広場(小松中央公園)</td> <td rowspan="2">昼間(9時～19時)</td> <td>半面</td> <td>1時間につき(1時間以内は1時間) 250</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間</td> <td>ソフトA面</td> <td>19時～22時</td> <td>2,890</td> </tr> <tr> <td>ソフトB面</td> <td>"</td> <td>2,170</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早朝</td> <td>軟式野球</td> <td>"</td> <td>4,210</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>5時～8時30分</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全面</td> <td></td> <td>980</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	公園名	施設名	小松中央公園	多目的広場	"	庭球場	"	夜間照明施設	"	交通広場	"	グラウンドゴルフ場	"	花木園	"	石鎚山ハイウェイオアシス館	"	イベント広場	石根ふれあい公園	多目的広場	"	夜間照明施設	区	分	単	位	使用料(円)	使用料(円)	有料公園施設	多目的広場(小松中央公園)	昼間(9時～19時)	半面	1時間につき(1時間以内は1時間) 250	全面	490	夜間	ソフトA面	19時～22時	2,890	ソフトB面	"	2,170	早朝	軟式野球	"	4,210	半面	5時～8時30分	490		全面		980	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
公園別	名称	区分	種 別	使用料																																																																																																																																																																																																																																					
西条運動公園	西条運動公園総合プール	個人	大 人	1人1回 300円																																																																																																																																																																																																																																					
			高・中学生	1人1回 200円																																																																																																																																																																																																																																					
			小学生	1人1回 100円																																																																																																																																																																																																																																					
		団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 80円																																																																																																																																																																																																																																					
公園別	施設別	使用料	摘要																																																																																																																																																																																																																																						
西条市市民公園	運動広場	1時間 900円	1時間に満たないときは、1時間とみなす。																																																																																																																																																																																																																																						
	テニスコート	1時間1面 300円																																																																																																																																																																																																																																							
西条市西部公園	運動広場	部分点灯 1時間1面	900円																																																																																																																																																																																																																																						
		全部点灯 1時間	1,700円																																																																																																																																																																																																																																						
	テニスコート	1時間1面	300円																																																																																																																																																																																																																																						
神戸公園	運動広場	1時間	500円																																																																																																																																																																																																																																						
石井記念公園	運動広場	1時間	500円																																																																																																																																																																																																																																						
有料公園施設の属する公園	有料公園施設の名称																																																																																																																																																																																																																																								
東予市運動公園	テニスコート・球技場・夜間照明施設・プール・多目的広場・海浜広場・野球場																																																																																																																																																																																																																																								
施設区分	使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																							
		一般・学生	中学生	小学生																																																																																																																																																																																																																																					
運動公園	テニスコート(1面につき)	1時間につき	200円	100円																																																																																																																																																																																																																																					
	練習コート(1人につき)	1時間につき	50円	30円																																																																																																																																																																																																																																					
球技場	午前(8時30分から12時30分)	3,000円	1,500円																																																																																																																																																																																																																																						
		午後(13時～17時)	3,000円	1,500円																																																																																																																																																																																																																																					
	夏期(4月～9月)(17時～19時)	1,500円	750円																																																																																																																																																																																																																																						
		全日	夏期(4月～9月) 6,000円	3,000円																																																																																																																																																																																																																																					
	冬期(10月～3月) 5,000円	2,500円																																																																																																																																																																																																																																							
夜間照明施設	テニスコート1面1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																							
	プール	1回につき	300円	200円 100円																																																																																																																																																																																																																																					
運動公園	多目的広場	午前(8時30分～12時30分)	1面につき	610円 310円																																																																																																																																																																																																																																					
		午後(13時～17時)	1面につき	610円 310円																																																																																																																																																																																																																																					
	夏期(4月～9月)(17時～19時)	1面につき	310円 150円																																																																																																																																																																																																																																						
		1面につき	1,220円 610円																																																																																																																																																																																																																																						
	全日	夏期(4月～9月)	1面につき	1,220円 610円																																																																																																																																																																																																																																					
		冬期(10月～3月)	1面につき	1,090円 550円																																																																																																																																																																																																																																					
	全日	1面につき	4,360円 2,180円																																																																																																																																																																																																																																						
公園名	施設名																																																																																																																																																																																																																																								
丹原総合公園	多目的広場 テニスコート																																																																																																																																																																																																																																								
区	分	単	位	使用料																																																																																																																																																																																																																																					
					使用料																																																																																																																																																																																																																																				
有料公園施設を利用する場合	多目的広場	昼間	半面	1時間につき 250円																																																																																																																																																																																																																																					
			全面	(1時間以内は1時間) 500円																																																																																																																																																																																																																																					
	夜間照明施設を使用する場合	17～19時	半面	1時間につき 700円																																																																																																																																																																																																																																					
			全面	(1時間以内は1時間) 1,200円																																																																																																																																																																																																																																					
テニスコート	夜間19～22時	半面	19時～22時 2,000円																																																																																																																																																																																																																																						
		全面	3,500円																																																																																																																																																																																																																																						
		早朝5時半から8時までの1面		250円																																																																																																																																																																																																																																					
有料公園施設を利用する場合	多目的広場	昼間	1面	1時間につき (1時間以内は1時間) 200円																																																																																																																																																																																																																																					
			1面	1時間につき (1時間以内は1時間) 400円																																																																																																																																																																																																																																					
	夜間19～22時	1面	19時～22時 1,000円																																																																																																																																																																																																																																						
公園名	施設名																																																																																																																																																																																																																																								
小松中央公園	多目的広場																																																																																																																																																																																																																																								
"	庭球場																																																																																																																																																																																																																																								
"	夜間照明施設																																																																																																																																																																																																																																								
"	交通広場																																																																																																																																																																																																																																								
"	グラウンドゴルフ場																																																																																																																																																																																																																																								
"	花木園																																																																																																																																																																																																																																								
"	石鎚山ハイウェイオアシス館																																																																																																																																																																																																																																								
"	イベント広場																																																																																																																																																																																																																																								
石根ふれあい公園	多目的広場																																																																																																																																																																																																																																								
"	夜間照明施設																																																																																																																																																																																																																																								
区	分	単	位	使用料(円)																																																																																																																																																																																																																																					
					使用料(円)																																																																																																																																																																																																																																				
有料公園施設	多目的広場(小松中央公園)	昼間(9時～19時)	半面	1時間につき(1時間以内は1時間) 250																																																																																																																																																																																																																																					
			全面	490																																																																																																																																																																																																																																					
	夜間	ソフトA面	19時～22時	2,890																																																																																																																																																																																																																																					
		ソフトB面	"	2,170																																																																																																																																																																																																																																					
	早朝	軟式野球	"	4,210																																																																																																																																																																																																																																					
		半面	5時～8時30分	490																																																																																																																																																																																																																																					
	全面		980																																																																																																																																																																																																																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																																		
事務事業名	社会体育施設の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名 社会体育分科会																																																																																																																																																																																																	
調整方針																																																																																																																																																																																																					
事務事業の現況																																																																																																																																																																																																					
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																																																																																																		
<p>(続き)</p> <p>[西条市野球場設置及び管理条例] (使用料) 第4条 野球場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を直ちに前納しなければならない。 2 (省略)</p> <p>別表第1 野球場使用料(第4条関係) (単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>職業 1時間につき 6,000 一般及び学生 " 1,250 小・中・高校生 " 600</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>職業 " 1,050 一般及び学生 " 400 小・中・高校生 " 150</td> </tr> <tr> <td>練習に使用する場合</td> <td>職業 " 750 一般及び学生 " 200 小・中・高校生 " 100</td> </tr> <tr> <td>ピッチング場のみ使用の場合</td> <td>1面につき 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 1時間に満たないときは、1時間と見なす。 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上表料金の100分の80を乗じて得た額とする。 4 職業とは、野球を業として行うものをいう。 5 野球以外に使用する場合は、本表に準じて徴収する。</p> <p>別表第2 設備使用の場合(第4条関係) (単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明施設</td> <td>1時間につき 2,000</td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>1時間につき 200</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>1試合につき 400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>別表第3 物品販売店設置の場合(第4条関係) (単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品販売店</td> <td>1日につき</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 移動物品販売については、別に市長が定める。</p> <p>(次ページに続く)</p>	使用区分	使用料	入場料を徴収する場合	職業 1時間につき 6,000 一般及び学生 " 1,250 小・中・高校生 " 600	入場料を徴収しない場合	職業 " 1,050 一般及び学生 " 400 小・中・高校生 " 150	練習に使用する場合	職業 " 750 一般及び学生 " 200 小・中・高校生 " 100	ピッチング場のみ使用の場合	1面につき 100	使用区分	使用料	照明施設	1時間につき 2,000	拡声装置	1時間につき 200	スコアボード	1試合につき 400	使用区分	単位	使用料	物品販売店	1日につき	600	<p>(続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>一般・学生</th> <th>中学生</th> <th>小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運動公園 海浜広場</td> <td>テントサイト1張り1日につき</td> <td colspan="3">100円</td> </tr> <tr> <td>貸しテント 1張り1日につき</td> <td>10人用 1,500円 6人用 1,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 野球場を利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>職業</th> <th>一般・学生</th> <th>小・中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入場料を徴収する場合</td> <td>全日(8時30分～17時)</td> <td>52,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>午前(8時30分～12時30分)</td> <td>26,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>26,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間(17時～21時30分)</td> <td>26,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">入場料を徴収しない場合</td> <td rowspan="4">大会</td> <td>全日(8時30分～17時)</td> <td>1,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>午前(8時30分～12時30分)</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間(17時～21時30分)</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">練習</td> <td>全日(8時30分～17時)</td> <td>7,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>午前(8時30分～12時30分)</td> <td>3,500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>3,500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>夜間(17時～21時30分)</td> <td>3,500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>照明施設</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="3">2,000円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>1試合につき</td> <td colspan="3">400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放送施設</td> <td>全日(8時30分～17時)</td> <td colspan="3">1,500円</td> </tr> <tr> <td>午前(8時30分～12時30分)</td> <td colspan="3">1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td colspan="3">1,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間(17時～21時30分)</td> <td colspan="3">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1,2,3,4 略 5 市外の者が有料公園施設を使用する場合は、5割加算とする。ただし、プール使用料については、この限りでない。 6 小学生未満の者が有料公園施設を使用する場合は、無料とする。 7 多目的広場の1面とは、団体使用でソフトボール1面程度とする。 8,9,10,11 略</p> <p>(次ページに続く)</p>	施設区分	使用区分	使用料			一般・学生	中学生	小学生	運動公園 海浜広場	テントサイト1張り1日につき	100円			貸しテント 1張り1日につき	10人用 1,500円 6人用 1,000円			使用区分	使用料			職業	一般・学生	小・中学生	入場料を徴収する場合	全日(8時30分～17時)	52,000円	12,000円	午前(8時30分～12時30分)	26,000円	6,000円	午後(13時～17時)	26,000円	6,000円	夜間(17時～21時30分)	26,000円	6,000円	入場料を徴収しない場合	大会	全日(8時30分～17時)	1,000円	4,000円	2,000円	午前(8時30分～12時30分)	5,000円	2,000円	1,000円	午後(13時～17時)	5,000円	2,000円	1,000円	夜間(17時～21時30分)	5,000円	2,000円	1,000円	練習	全日(8時30分～17時)	7,000円	2,000円	1,000円	午前(8時30分～12時30分)	3,500円	1,000円	500円	午後(13時～17時)	3,500円	1,000円	500円	夜間(17時～21時30分)	3,500円	1,000円	500円	照明施設	1時間につき	2,000円			スコアボード	1試合につき	400円			放送施設	全日(8時30分～17時)	1,500円			午前(8時30分～12時30分)	1,000円			午後(13時～17時)	1,000円			夜間(17時～21時30分)	1,000円			<p>(続き)</p> <p>[丹原町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例] (使用料) 第10条 海洋センターを使用する者は、別表の使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(2時間以内)</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>高校生・一般</td> <td>300円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 幼児とは小学校入学前の子供をいう。</p> <p>(次ページに続く)</p>	区分	使用料(2時間以内)		町内	町外	幼児	100円	100円	小・中学生	200円	200円	高校生・一般	300円	400円	<p>(続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">時間</th> <th rowspan="2">分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">有料公園施設</td> <td rowspan="3">庭球場</td> <td rowspan="2">昼間(9時～19時)</td> <td rowspan="2">1面</td> <td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>19時～22時</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>"</td> <td>5時～8時30分</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通広場</td> <td rowspan="2">昼間(9時～12時)(13時～16時)</td> <td rowspan="2">ゴーカート</td> <td>1台30分につき</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>1人1日につき 100 団体(15名以上) " 70 年間利用者 1人1年につき 5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">グラウンドゴルフ場</td> <td rowspan="2">町内</td> <td rowspan="2">高校生以下の者</td> <td>個人</td> <td>1人1日につき 200 団体(15名以上) " 150 年間利用者 1人1年につき 10,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町外</td> <td rowspan="2">高校生以下の者</td> <td>個人</td> <td>1人1日につき 150 団体(15名以上) " 120 年間利用者 1人1年につき 7,500</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">用具貸出料(クラブ・ボール)</td> <td>1セットにつき 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多目的広場(石根ふれあい公園)</td> <td rowspan="2">昼間(9時～19時)</td> <td rowspan="2">全面(祝日・日曜のみ)</td> <td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>全面(平日)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>"</td> <td>19時～22時</td> <td>2,890</td> </tr> </tbody> </table> <p>有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。 有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。 省略</p> <p>(次ページに続く)</p>	区	施設	時間	分	単位	使用料(円)		有料公園施設	庭球場	昼間(9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120	19時～22時	1,200	夜間	"	5時～8時30分	250	交通広場	昼間(9時～12時)(13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100	個人	1人1日につき 100 団体(15名以上) " 70 年間利用者 1人1年につき 5,000	グラウンドゴルフ場	町内	高校生以下の者	個人	1人1日につき 200 団体(15名以上) " 150 年間利用者 1人1年につき 10,000	上記以外の者	個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000	町外	高校生以下の者	個人	1人1日につき 150 団体(15名以上) " 120 年間利用者 1人1年につき 7,500	上記以外の者	個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000	用具貸出料(クラブ・ボール)					1セットにつき 100	多目的広場(石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)	全面(祝日・日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250	全面(平日)	無料	夜間	"	19時～22時	2,890	<p style="text-align: center;">具体的な調整内容</p>
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																				
入場料を徴収する場合	職業 1時間につき 6,000 一般及び学生 " 1,250 小・中・高校生 " 600																																																																																																																																																																																																				
入場料を徴収しない場合	職業 " 1,050 一般及び学生 " 400 小・中・高校生 " 150																																																																																																																																																																																																				
練習に使用する場合	職業 " 750 一般及び学生 " 200 小・中・高校生 " 100																																																																																																																																																																																																				
ピッチング場のみ使用の場合	1面につき 100																																																																																																																																																																																																				
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																				
照明施設	1時間につき 2,000																																																																																																																																																																																																				
拡声装置	1時間につき 200																																																																																																																																																																																																				
スコアボード	1試合につき 400																																																																																																																																																																																																				
使用区分	単位	使用料																																																																																																																																																																																																			
物品販売店	1日につき	600																																																																																																																																																																																																			
施設区分	使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																			
		一般・学生	中学生	小学生																																																																																																																																																																																																	
運動公園 海浜広場	テントサイト1張り1日につき	100円																																																																																																																																																																																																			
	貸しテント 1張り1日につき	10人用 1,500円 6人用 1,000円																																																																																																																																																																																																			
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																				
	職業	一般・学生	小・中学生																																																																																																																																																																																																		
入場料を徴収する場合	全日(8時30分～17時)	52,000円	12,000円																																																																																																																																																																																																		
	午前(8時30分～12時30分)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																		
	午後(13時～17時)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																		
	夜間(17時～21時30分)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																		
入場料を徴収しない場合	大会	全日(8時30分～17時)	1,000円	4,000円	2,000円																																																																																																																																																																																																
		午前(8時30分～12時30分)	5,000円	2,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																
		午後(13時～17時)	5,000円	2,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																
		夜間(17時～21時30分)	5,000円	2,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																
	練習	全日(8時30分～17時)	7,000円	2,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																
		午前(8時30分～12時30分)	3,500円	1,000円	500円																																																																																																																																																																																																
		午後(13時～17時)	3,500円	1,000円	500円																																																																																																																																																																																																
		夜間(17時～21時30分)	3,500円	1,000円	500円																																																																																																																																																																																																
照明施設	1時間につき	2,000円																																																																																																																																																																																																			
スコアボード	1試合につき	400円																																																																																																																																																																																																			
放送施設	全日(8時30分～17時)	1,500円																																																																																																																																																																																																			
	午前(8時30分～12時30分)	1,000円																																																																																																																																																																																																			
	午後(13時～17時)	1,000円																																																																																																																																																																																																			
	夜間(17時～21時30分)	1,000円																																																																																																																																																																																																			
区分	使用料(2時間以内)																																																																																																																																																																																																				
	町内	町外																																																																																																																																																																																																			
幼児	100円	100円																																																																																																																																																																																																			
小・中学生	200円	200円																																																																																																																																																																																																			
高校生・一般	300円	400円																																																																																																																																																																																																			
区	施設	時間	分	単位	使用料(円)																																																																																																																																																																																																
有料公園施設	庭球場	昼間(9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120																																																																																																																																																																																																
				19時～22時	1,200																																																																																																																																																																																																
		夜間	"	5時～8時30分	250																																																																																																																																																																																																
	交通広場	昼間(9時～12時)(13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100																																																																																																																																																																																																
				個人	1人1日につき 100 団体(15名以上) " 70 年間利用者 1人1年につき 5,000																																																																																																																																																																																																
	グラウンドゴルフ場	町内	高校生以下の者	個人	1人1日につき 200 団体(15名以上) " 150 年間利用者 1人1年につき 10,000																																																																																																																																																																																																
				上記以外の者	個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000																																																																																																																																																																																																
		町外	高校生以下の者	個人	1人1日につき 150 団体(15名以上) " 120 年間利用者 1人1年につき 7,500																																																																																																																																																																																																
				上記以外の者	個人 1人1日につき 300 団体(15名以上) " 250 年間利用者 1人1年につき 15,000																																																																																																																																																																																																
	用具貸出料(クラブ・ボール)					1セットにつき 100																																																																																																																																																																																															
	多目的広場(石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)	全面(祝日・日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250																																																																																																																																																																																																
				全面(平日)	無料																																																																																																																																																																																																
夜間		"	19時～22時	2,890																																																																																																																																																																																																	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																	
事務事業名	社会体育施設の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名 社会体育分科会																																																																																																
調整方針																																																																																																				
事務事業の現況																																																																																																				
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																	
<p>(続き) [西条市体育館設置及び管理条例] (使用料) 第4条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 「別表第1から別表第3まで」は、別紙に掲載。</p> <p>[西条市陸上競技場設置及び管理条例] (使用料) 第4条 競技場の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表第1 競技場使用料(第4条関係(第3条第1項本文の場合))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">トラック・フィールド</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ</td> <td>入場料を徴収しないとき(A)</td> <td>1時間につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収するとき(B)</td> <td>1日につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ以外のもの</td> <td>入場料を徴収しないとき(C)</td> <td>1時間につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収するとき(D)</td> <td>1日につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部室・会議室1・会議室2</td> <td>1室1時間につき 50円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1室1日につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 3 1日とは、9時から17時までとする。 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。 5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、附随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。 6 土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については上表料金の100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2(第4条関係(第3条第1項ただし書の場合))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">トラック</td> <td rowspan="2">一般及び学生</td> <td>普通</td> <td>1人1回 100円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚綴り 1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下</td> <td>普通</td> <td>1人1回 50円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚綴り 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	使用区分	単 位	使用料	トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時間につき 1,500円	入場料を徴収するとき(B)	1日につき 10,000円	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時間につき 3,000円	入場料を徴収するとき(D)	1日につき 20,000円	本部室・会議室1・会議室2		1室1時間につき 50円			1室1日につき 300円	使用区分	単 位	使用料	トラック	一般及び学生	普通	1人1回 100円	回数券	11枚綴り 1,000円	高校生以下	普通	1人1回 50円	回数券	11枚綴り 500円	<p>(続き) [東予市市民体育館設置及び管理条例] (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。 2 (省略) 「別表」は、別紙に掲載。</p>	<p>(続き) [丹原勤労者体育センターの管理運営に関する条例] (使用料) 第5条 体育センターの使用は有料とし、別表に定める使用料を徴収するものとする。 別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th>9時から</th> <th>12時から</th> <th>17時から</th> <th>9時から</th> <th>9時から</th> </tr> <tr> <th>12時まで</th> <th>17時まで</th> <th>22時まで</th> <th>17時まで</th> <th>22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面使用</td> <td>団体で使用する時</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>団体で競技場の2分の1以下を使用するとき</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>個人で使用する時</td> <td colspan="5">1人2時間ごとに 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体とは10人以上のものをいう。</p>	区分	使用時間	9時から	12時から	17時から	9時から	9時から	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	全面使用	団体で使用する時	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	10,000円	部分使用	団体で競技場の2分の1以下を使用するとき	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	5,000円	個人で使用する時	1人2時間ごとに 100円					<p>(続き) [小松町体育館設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、小松町使用料条例の定めるところによる使用料を前納しなければならない。 小松町使用料条例別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育センター施設</td> <td rowspan="2">大競技場(1F)</td> <td rowspan="2">1時間につき</td> <td rowspan="2">円 740</td> <td rowspan="2"></td> <td>大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td> </tr> <tr> <td>小中学校児童及びこれに準ずる者</td> <td>円 90</td> <td>団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする</td> </tr> <tr> <td>その他一般</td> <td>円 180</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。</p> <p>[小松町武道館設置及び管理条例] (使用料) 第5条 武道館の使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武道館施設</td> <td>武道場</td> <td>1時間につき</td> <td>円 740</td> <td></td> <td>武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考(前掲)</p>		区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	体育センター施設	大競技場(1F)	1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。	小中学校児童及びこれに準ずる者	円 90	団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする	その他一般	円 180		区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	武道館施設	武道場	1時間につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。
使用区分	単 位	使用料																																																																																																		
トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時間につき 1,500円																																																																																																	
		入場料を徴収するとき(B)	1日につき 10,000円																																																																																																	
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時間につき 3,000円																																																																																																	
		入場料を徴収するとき(D)	1日につき 20,000円																																																																																																	
本部室・会議室1・会議室2		1室1時間につき 50円																																																																																																		
		1室1日につき 300円																																																																																																		
使用区分	単 位	使用料																																																																																																		
トラック	一般及び学生	普通	1人1回 100円																																																																																																	
		回数券	11枚綴り 1,000円																																																																																																	
	高校生以下	普通	1人1回 50円																																																																																																	
		回数券	11枚綴り 500円																																																																																																	
区分	使用時間	9時から	12時から	17時から	9時から	9時から																																																																																														
		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで																																																																																														
全面使用	団体で使用する時	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	10,000円																																																																																														
部分使用	団体で競技場の2分の1以下を使用するとき	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	5,000円																																																																																														
	個人で使用する時	1人2時間ごとに 100円																																																																																																		
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																															
体育センター施設	大競技場(1F)	1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																															
					小中学校児童及びこれに準ずる者	円 90	団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする																																																																																													
	その他一般	円 180																																																																																																		
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																															
武道館施設	武道場	1時間につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																															

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																									
事務事業名	社会体育施設の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会																							
調整方針																												
事務事業の現況					具体的な調整内容																							
西条市	東予市	丹原町	小松町																									
(続き) 別表第3(設備・備品使用の場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真判定装置</td> <td>1式1日につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式1日につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> 別表第4(物品販売店設置の場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品販売店</td> <td>1店1日につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。 2 移動物品販売については、別に市長が定める。(次ページに続く) 別表第5(冷房・暖房設備使用の場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部室 会議室一 会議室二</td> <td>1室 冷・暖房 1時間につき</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	単位	使用料	写真判定装置	1式1日につき	2,000円	放送設備	1式1日につき	1,000円	シャワー	1回につき	100円	使用区分	単位	使用料	物品販売店	1店1日につき	2,000円	使用区分	単位	使用料	本部室 会議室一 会議室二	1室 冷・暖房 1時間につき	30円				
使用区分	単位	使用料																										
写真判定装置	1式1日につき	2,000円																										
放送設備	1式1日につき	1,000円																										
シャワー	1回につき	100円																										
使用区分	単位	使用料																										
物品販売店	1店1日につき	2,000円																										
使用区分	単位	使用料																										
本部室 会議室一 会議室二	1室 冷・暖房 1時間につき	30円																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																										
事務事業名	社会体育施設の使用料(別紙)	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会																																																																																																																																																																																																																																																																								
調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																													
事務事業の現況			具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																										
西条市			東予市																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>【西条市体育館設置及び管理条例】 別表第1(第4条関係(総合体育館使用料)) 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">基準時間</th> <th rowspan="2">9時～12時</th> <th rowspan="2">12時～17時</th> <th rowspan="2">17時～22時</th> <th rowspan="2">超過時間 1時間につき</th> <th colspan="2">1時間につき</th> </tr> <tr> <th>～17時</th> <th>17時～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主競技場</td> <td>アマチュアスポーツ</td> <td>入場料を徴収しないとき (A)</td> <td>2,600</td> <td>4,400</td> <td>5,700</td> <td></td> <td>1,050</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収するとき (B)</td> <td>7,800</td> <td>13,200</td> <td>17,100</td> <td>3,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ以外のもの</td> <td>入場料を徴収しないとき (C)</td> <td>21,200</td> <td>35,300</td> <td>52,900</td> <td></td> <td>8,100</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td> <td>42,400</td> <td>70,600</td> <td>105,900</td> <td>21,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第一格技室</td> <td>アマチュアスポーツ</td> <td>入場料を徴収しないとき (A)</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収するとき (B)</td> <td>1,600</td> <td>3,200</td> <td>4,000</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ以外のもの</td> <td>入場料を徴収しないとき (C)</td> <td>3,800</td> <td>6,400</td> <td>8,300</td> <td>1,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td> <td>7,600</td> <td>12,800</td> <td>16,600</td> <td>3,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">兼卓球室</td> <td>アマチュアスポーツ</td> <td>入場料を徴収しないとき (A)</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収するとき (B)</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ以外のもの</td> <td>入場料を徴収しないとき (C)</td> <td>1,100</td> <td>1,900</td> <td>2,400</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td> <td>2,200</td> <td>3,800</td> <td>4,800</td> <td>900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリート室</td> <td>アマチュアスポーツ</td> <td>入場料を徴収しないとき (A)</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収するとき (B)</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td>会議等</td> <td>入場料を徴収しないとき (A)</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収するとき (B)</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が基準時間に満たないときは基準時間とみなし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなし、使用時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。 3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。 5 国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については上表料金の100分の80を乗じて得た額とする。 6 上表及び前各項の基準により難しい場合等の使用料は、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。</p> <p>2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トレーニング室</td> <td>一般及び学生 普通</td> <td>1人1回 100</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚綴り 1,000</td> </tr> <tr> <td>第一格技室 第二格技室</td> <td>一般及び学生</td> <td>1人1回 100</td> </tr> <tr> <td>弓道場 大会議室兼卓球室</td> <td>中学生以下</td> <td>1人1回 50</td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	基準時間	9時～12時	12時～17時	17時～22時	超過時間 1時間につき	1時間につき		～17時	17時～	主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	2,600	4,400	5,700		1,050	1,350		入場料を徴収するとき (B)	7,800	13,200	17,100	3,400			アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	21,200	35,300	52,900		8,100	12,000		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	42,400	70,600	105,900	21,100			第一格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	400	800	1,000	200				入場料を徴収するとき (B)	1,600	3,200	4,000	800			アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	3,800	6,400	8,300	1,600				営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	7,600	12,800	16,600	3,300			兼卓球室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	300	400	600	100				入場料を徴収するとき (B)	600	800	1,200	200			アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	1,100	1,900	2,400	400				営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	2,200	3,800	4,800	900			エリート室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	200	300	400	100				入場料を徴収するとき (B)	400	600	800	200			小会議室	会議等	入場料を徴収しないとき (A)	200	300	400	100				入場料を徴収するとき (B)	400	600	800	200			使用区分	使用料	トレーニング室	一般及び学生 普通	1人1回 100	回数券	11枚綴り 1,000	第一格技室 第二格技室	一般及び学生	1人1回 100	弓道場 大会議室兼卓球室	中学生以下	1人1回 50	<p>【東予市民体育館設置及び管理条例】 別表(第11条関係) 体育施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th rowspan="2">午前(9時～12時)</th> <th rowspan="2">午後(13時～17時)</th> <th rowspan="2">夜間(18時～22時)</th> <th rowspan="2">全日(9時～22時)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">主競技場</td> <td rowspan="4">全面使用の場合</td> <td rowspan="2">入場料を徴収しない場合</td> <td>一般・学生 競技場</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="4">個人使用の場合の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下 競技場</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td>一般・学生 競技場</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>中学生以下 競技場</td> <td>9,000</td> <td>12,000</td> <td>15,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ以外に使用する場合</td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>競技場</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> <td>30,000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>競技場</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">競技場の2分の1未満の部分を使用する場合</td> <td colspan="4">全面使用料の2分の1に相当する額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">卓球場又は格技場</td> <td rowspan="4">個人使用の場合</td> <td>一般・学生</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="4">団体使用の場合の料金 主競技場の使用料金の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>一般・学生</td> <td>回数券(11枚綴り) 1,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>回数券(11枚綴り) 1,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トレーニング室</td> <td>一般・学生</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>定期使用の場合(一般・学生に限る。)</td> <td>1か月</td> <td colspan="2">1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室につき1時間当たり</td> <td colspan="4">200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放送設備</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合はそれぞれ2倍の額</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 第14条に規定する特別の器具等を使用する場合は、その必要な経費を加算する。 2 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>			区分	使用時間	午前(9時～12時)	午後(13時～17時)	夜間(18時～22時)	全日(9時～22時)	備考	円	円	円	円	主競技場	全面使用の場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生 競技場	円	円	円	個人使用の場合の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円	中学生以下 競技場	3,000	4,000	5,000	10,000	入場料を徴収する場合	一般・学生 競技場	1,500	2,500	3,000	6,000	中学生以下 競技場	9,000	12,000	15,000	30,000	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	競技場	10,000	20,000	30,000	55,000	入場料を徴収する場合	競技場	20,000	40,000	60,000	110,000	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額					卓球場又は格技場	個人使用の場合	一般・学生	円	円	円	団体使用の場合の料金 主競技場の使用料金の2分の1の額	中学生以下	150	150	150	一般・学生	回数券(11枚綴り) 1,500円				中学生以下	回数券(11枚綴り) 1,000円				トレーニング室	一般・学生	円	円	円		中学生以下	150	150	150	定期使用の場合(一般・学生に限る。)	1か月	1,500円			会議室	1室につき1時間当たり	200円					放送設備	円	円	円	円	入場料を徴収する場合はそれぞれ2倍の額	1,000	1,000	1,000	3,000
使用区分	基準時間	9時～12時							12時～17時	17時～22時	超過時間 1時間につき	1時間につき																																																																																																																																																																																																																																																																	
			～17時	17時～																																																																																																																																																																																																																																																																									
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	2,600	4,400	5,700		1,050	1,350																																																																																																																																																																																																																																																																					
		入場料を徴収するとき (B)	7,800	13,200	17,100	3,400																																																																																																																																																																																																																																																																							
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	21,200	35,300	52,900		8,100	12,000																																																																																																																																																																																																																																																																					
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	42,400	70,600	105,900	21,100																																																																																																																																																																																																																																																																							
第一格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	400	800	1,000	200																																																																																																																																																																																																																																																																							
		入場料を徴収するとき (B)	1,600	3,200	4,000	800																																																																																																																																																																																																																																																																							
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	3,800	6,400	8,300	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																							
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	7,600	12,800	16,600	3,300																																																																																																																																																																																																																																																																							
兼卓球室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	300	400	600	100																																																																																																																																																																																																																																																																							
		入場料を徴収するとき (B)	600	800	1,200	200																																																																																																																																																																																																																																																																							
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)	1,100	1,900	2,400	400																																																																																																																																																																																																																																																																							
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)	2,200	3,800	4,800	900																																																																																																																																																																																																																																																																							
エリート室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	200	300	400	100																																																																																																																																																																																																																																																																							
		入場料を徴収するとき (B)	400	600	800	200																																																																																																																																																																																																																																																																							
小会議室	会議等	入場料を徴収しないとき (A)	200	300	400	100																																																																																																																																																																																																																																																																							
		入場料を徴収するとき (B)	400	600	800	200																																																																																																																																																																																																																																																																							
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																												
トレーニング室	一般及び学生 普通	1人1回 100																																																																																																																																																																																																																																																																											
	回数券	11枚綴り 1,000																																																																																																																																																																																																																																																																											
第一格技室 第二格技室	一般及び学生	1人1回 100																																																																																																																																																																																																																																																																											
弓道場 大会議室兼卓球室	中学生以下	1人1回 50																																																																																																																																																																																																																																																																											
区分	使用時間	午前(9時～12時)	午後(13時～17時)	夜間(18時～22時)	全日(9時～22時)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																							
							円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																			
主競技場	全面使用の場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生 競技場	円	円	円	個人使用の場合の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円																																																																																																																																																																																																																																																																						
			中学生以下 競技場	3,000	4,000	5,000		10,000																																																																																																																																																																																																																																																																					
		入場料を徴収する場合	一般・学生 競技場	1,500	2,500	3,000		6,000																																																																																																																																																																																																																																																																					
			中学生以下 競技場	9,000	12,000	15,000		30,000																																																																																																																																																																																																																																																																					
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	競技場	10,000	20,000	30,000	55,000																																																																																																																																																																																																																																																																						
		入場料を徴収する場合	競技場	20,000	40,000	60,000	110,000																																																																																																																																																																																																																																																																						
競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額																																																																																																																																																																																																																																																																											
卓球場又は格技場	個人使用の場合	一般・学生	円	円	円	団体使用の場合の料金 主競技場の使用料金の2分の1の額																																																																																																																																																																																																																																																																							
		中学生以下	150	150	150																																																																																																																																																																																																																																																																								
		一般・学生	回数券(11枚綴り) 1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																										
		中学生以下	回数券(11枚綴り) 1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																										
トレーニング室	一般・学生	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																									
	中学生以下	150	150	150																																																																																																																																																																																																																																																																									
	定期使用の場合(一般・学生に限る。)	1か月	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																										
会議室	1室につき1時間当たり	200円																																																																																																																																																																																																																																																																											
放送設備	円	円	円	円	入場料を徴収する場合はそれぞれ2倍の額																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1,000	1,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																									
(次ページに続く)																																																																																																																																																																																																																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)			細項目	使用料	
事務事業名	社会体育施設の使用料(別紙)			専門部会名	教育部会	分科会名 社会体育分科会
調整方針						
事務事業の現況					具体的な調整内容	
西条市			東予市			
(続き)						
3 設備備品使用の場合 (単位 円)						
設備・備品名	単 位	アマチュアスポーツで入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツで入場料を徴収するとき及びアマチュアスポーツ以外のもの			
ポーターライト	1式1回につき	370	750			
シーリングライト	同	370	750			
ホリゾントライト	同	220	450			
サイドスポットライト	同	370	750			
サスペンションライト	同	220	450			
アンプ(マイク3本付)	1台1回につき	1,120	2,250			
ワイヤレスマイク	1本1回につき	150	300			
レコードプレーヤー	1台1回につき	220	450			
テープレコーダー	同	220	450			
ピアノ	同	1,500	3,000			
いす(3人掛)	1脚1日につき	20	30			
いす(1人掛)	同	10	15			
机	同	20	40			
シャワー	1回につき	100	100			
備考 1 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。 2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。						
4 物品販売店設置の場合 (単位 円)						
使用区分	単 位	館 内	館 外			
物品販売店	1店1日につき	600	300			
備考 1 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以内とする。 2 移動物品販売については、別に市長が定める。						
5 部分使用の場合						
使用区分	使用料					
床面の3分の1以下を使用する場合	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額					
床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の2分の1に相当する額					
床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額					
6 冷房・暖房設備使用の場合 (単位 円)						
冷房・暖房使用区分	アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外のもの			
主競技場	冷房	1階主競技場	1時間につき	2,000	1時間につき	4,000
		2階観覧席	"	6,000	"	12,000
		1階、2階同時使用	"	8,000	"	16,000
	暖房	1階主競技場	"	1,900	"	3,800
		2階観覧席	"	5,000	"	10,000
		1階、2階同時使用	"	6,900	"	13,800
大会議室兼卓球室	冷房	房	"	350	"	700
	暖房	房	"	500	"	1,000
小会議室	冷房	房	"	50	"	100
	暖房	房	"	100	"	200
(次ページに続く)						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	社会体育施設の使用料(別紙)	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会
調整方針					
事務事業の現況			具体的な調整内容		
西条市			東予市		
(続き)					
別表第2(第4条関係(ひうち体育館使用料))					
1 第3条第1項本文の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
主 競 技 場	1時間につき	400			
会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2	1室1時間につき	200			
和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室	1室1時間につき	150			
備考					
1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。					
2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。					
3 冷暖房設備を使用するときは、使用料金の3割を加算する。					
2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
ト レ ニ ン グ 室	中高年齢者	1人1回につき 50			
	一般	1人1回につき 100			
和 室 1 ・ 和 室 2	囲碁・将棋	1組1回につき 50			
備考					
1 中高年齢者とは、45歳以上65歳未満の労働者をいう。					
2 1回とは、入館から退館までをいう。					
3 部分使用の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
主 競 技 場	バドミントン1面	1時間につき 200			
	卓球2面まで	" 200			
	鉄棒	" 200			
別表第3(第4条関係(西部体育館使用料))					
1 第3条第1項本文の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
主 競 技 場	1時間につき	400			
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1室1時間につき	100			
備考					
1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。					
2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。					
2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1人1回につき	50			
備考					
1 1回とは、入館から退館までをいう。					
3 部分使用の場合 (単位 円)					
使用区分	使用料				
主 競 技 場	2分の1面以下	1時間につき 200			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																								
事務事業名	文化会館の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名 文化会館分科会																																																																																																																																																																																							
調整方針	文化会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																																																										
事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																																																																																							
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																																																																																								
<p>[西条市総合文化会館設置及び管理条例] (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) (喫茶室の使用) 第14条 市長は、喫茶室について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により喫茶室の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略)</p> <p>別表第1(第5条関係) (1)ホール等基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>9時~12時</th> <th>13時~17時</th> <th>18時~22時</th> <th>9時~17時</th> <th>13時~22時</th> <th>9時~22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>14,000円</td> <td>19,000円</td> <td>22,000円</td> <td>28,000円</td> <td>41,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>大ホール(1階のみ)</td> <td>11,000円</td> <td>15,000円</td> <td>18,000円</td> <td>22,000円</td> <td>33,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>9,000円</td> <td>12,000円</td> <td>17,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>楽屋1(和室)</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>楽屋2(大)</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>楽屋3(大)</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>楽屋4(小)</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>楽屋事務室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)リハーサル室等基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th colspan="2">9時~22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td> <td colspan="2">1時間につき</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td colspan="2">900円</td> </tr> <tr> <td>練習室1(大)</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td>練習室2(小)</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>練習室3(大)</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td>特別会議室</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用するときは、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用するときは、基本使用料の5割を加算する。 3 営利目的に使用するときは又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使用料の5割を加算する。 4 入場料を徴収して使用するときは、次の区分による金額を加算する。入場料の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。 ア 入場料が1,000円以下のときは、基本使用料の3割を加算する。 (次ページに続く)</p>	使用時間	9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時	大ホール	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円	大ホール(1階のみ)	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円	小ホール	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円	楽屋1(和室)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋2(大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋3(大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋4(小)	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円	楽屋事務室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円	使用時間	9時~22時		施設名称	1時間につき		リハーサル室	900円		練習室1(大)	200円		練習室2(小)	100円		練習室3(大)	200円		特別会議室	1,500円		<p>該当なし</p>	<p>[丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第7条 文化会館を使用しようとする者は、別表及び町長が別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表(第7条関係) 文化会館施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部 屋 名</th> <th colspan="5">基本料金(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9時~12時</th> <th>午後 13時~17時</th> <th>昼間 9時~17時</th> <th>夜間 18時~22時</th> <th>全日 9時~22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一</td> <td>ホー ル</td> <td>11,000</td> <td>15,000</td> <td>22,000</td> <td>18,000</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>舞台のみ(ホール)</td> <td>3,300</td> <td>4,500</td> <td>6,600</td> <td>5,400</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>小ホー ル</td> <td>5,500</td> <td>7,500</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>練習室1</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>練習室2</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋3</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋4</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>ロビ</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二</td> <td>回廊ギャラリー</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,500</td> <td>1,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">三</td> <td>会議室3</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 土曜日、日曜日、祝祭日に使用する場合は、基本料金の2割を加算する。 2 冷暖房を使用する場合は、基本料金の3割を加算する。 3 商品などの宣伝、販売等、営利目的に使用する場合は、基本料金の5割を加算する。 4 入場料を徴収して使用する場合は、次の区分による金額を加算する。 (1)入場料が1,000円以下の場合は、基本料金の3割を加算する。 (2)入場料が1,000円を超え3,000円以下の場合は、基本料金の5割を加算する。 (3)入場料が3,000円を超えるときは、基本料金の7割を加算する。 5 やむを得ない理由により使用時間を延長した場合は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)それぞれの時間当たりの1時間に相当する額を加算する。 6 準備、練習、整理等のため当日以外に使用する場合は、当該基本料金の2分の1の額とする。 7 午後と夜間を続けて使用する場合は、それぞれの使用料の合計金額とする。 8 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 9 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 10 利用についての変更、又は取消しは、使用日の7日前までに届けて下さい。届出がない場合は、使用料の還付は致しません。 (次ページに続く)</p>	区分	部 屋 名	基本料金(円)					午前 9時~12時	午後 13時~17時	昼間 9時~17時	夜間 18時~22時	全日 9時~22時	一	ホー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000	舞台のみ(ホール)	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000	小ホー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000	練習室1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	練習室2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	楽屋1	500	800	1,200	1,000	2,000	楽屋2	500	800	1,200	1,000	2,000	楽屋3	500	800	1,200	1,000	2,000	楽屋4	500	800	1,200	1,000	2,000	ロビ	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	二	回廊ギャラリー	500	800	1,500	1,000	2,500	会議室1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	会議室2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	三	会議室3	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	<p>該当なし</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
使用時間	9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時																																																																																																																																																																																					
大ホール	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円																																																																																																																																																																																					
大ホール(1階のみ)	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円																																																																																																																																																																																					
小ホール	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円																																																																																																																																																																																					
楽屋1(和室)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																																					
楽屋2(大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																																					
楽屋3(大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																																					
楽屋4(小)	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																																					
楽屋事務室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																																					
使用時間	9時~22時																																																																																																																																																																																										
施設名称	1時間につき																																																																																																																																																																																										
リハーサル室	900円																																																																																																																																																																																										
練習室1(大)	200円																																																																																																																																																																																										
練習室2(小)	100円																																																																																																																																																																																										
練習室3(大)	200円																																																																																																																																																																																										
特別会議室	1,500円																																																																																																																																																																																										
区分	部 屋 名	基本料金(円)																																																																																																																																																																																									
		午前 9時~12時	午後 13時~17時	昼間 9時~17時	夜間 18時~22時	全日 9時~22時																																																																																																																																																																																					
一	ホー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000																																																																																																																																																																																					
	舞台のみ(ホール)	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000																																																																																																																																																																																					
	小ホー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000																																																																																																																																																																																					
	練習室1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																																					
	練習室2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																																					
	楽屋1	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																																					
	楽屋2	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																																					
	楽屋3	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																																					
	楽屋4	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																																					
	ロビ	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																																					
二	回廊ギャラリー	500	800	1,500	1,000	2,500																																																																																																																																																																																					
	会議室1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																																					
	会議室2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																																					
三	会議室3	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																																																																																											
事務事業名	文化会館の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名	文化会館分科会																																																																																																																																																																																																																																																									
調整方針																																																																																																																																																																																																																																																														
事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																									
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>(続き)</p> <p>イ 入場料が1,000円を超え3,000円以下のときは、基本使用料の5割を加算する。</p> <p>ロ 入場料が3,000円を超えるときは、基本使用料の7割を加算する。</p> <p>5 大ホール及び小ホールを準備、練習等のため当日以外に使用するときは、当該基本使用料の2分の1の額とする。</p> <p>6 使用時間の延長又は繰り上げは、それぞれ1時間を限度とし、1時間当たりの基本使用料(休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。)に3割を乗じて得た額を加算する。</p> <p>7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。</p> <p>8 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。</p> <p>9 1時間単位で徴収する基本使用料については、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>(3)設備、備品等使用料 市長が規則で定める額</p> <p>別表第2(第14条関係) 喫茶室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫茶室</td> <td>1箇月</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 電気・ガス及び下水道の使用料は、市長が規則で定める。(省略)</p> <p>[西条市総合文化会館設置及び管理条例施行規則] 別表第2(第7条関係) 設備、備品関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舞台設備</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響反射板</td> <td>1式1回につき</td> <td>4,000円</td> <td>大ホール</td> </tr> <tr> <td>音響反射板</td> <td>1式1回につき</td> <td>2,000円</td> <td>小ホール</td> </tr> <tr> <td>所作台</td> <td>1式1回につき</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花道所作台</td> <td>1式1回につき</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松羽目・竹羽目</td> <td>1式1回につき</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>1台1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひな段用けこみパネル</td> <td>1式1回につき</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1双1回につき</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上敷ござ</td> <td>1枚1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>めくり台</td> <td>1台1回につき</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緋毛せん</td> <td>1枚1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長座布団</td> <td>1枚1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高座用座布団</td> <td>1枚1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地緋り</td> <td>1枚1回につき</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紗幕(黒・白)</td> <td>1枚1回につき</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>演台(3点セット)</td> <td>1式1回につき</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>司会者台</td> <td>1台1回につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指揮者台(譜面台付)</td> <td>1台1回につき</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>演奏者譜面台</td> <td>1台1回につき</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設鳥屋囲</td> <td>1式1回につき</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吊りパト</td> <td>1本1回につき</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	名称	単位	使用料	喫茶室	1箇月	42,000円	舞台設備	単位	使用料	摘要	音響反射板	1式1回につき	4,000円	大ホール	音響反射板	1式1回につき	2,000円	小ホール	所作台	1式1回につき	6,000円		花道所作台	1式1回につき	1,000円		松羽目・竹羽目	1式1回につき	1,500円		平	1台1回につき	200円		ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円		金屏風	1双1回につき	1,500円		上敷ござ	1枚1回につき	200円		めくり台	1台1回につき	100円		緋毛せん	1枚1回につき	200円		長座布団	1枚1回につき	200円		高座用座布団	1枚1回につき	200円		地緋り	1枚1回につき	1,000円		紗幕(黒・白)	1枚1回につき	1,000円		演台(3点セット)	1式1回につき	500円		司会者台	1台1回につき	200円		指揮者台(譜面台付)	1台1回につき	500円		演奏者譜面台	1台1回につき	100円		仮設鳥屋囲	1式1回につき	500円		吊りパト	1本1回につき	300円			<p>(続き)</p> <p>[丹原町文化会館の管理運営に関する規則] 別表第2(第7条関係) 文化会館設備・備品使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名称</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音響反射板</td> <td>1</td> <td>1式</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>2</td> <td>1双</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>地がすり</td> <td>1</td> <td>1枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>紗幕</td> <td>1</td> <td>1枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>紅白幕</td> <td>1</td> <td>1枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>浅黄幕</td> <td>1</td> <td>1枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緋毛仙</td> <td>4</td> <td>1枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>6</td> <td>1枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>上敷御座</td> <td>5</td> <td>1枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>3</td> <td>1枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>2</td> <td>1枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>所作台</td> <td>26</td> <td>1式</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>平台</td> <td>6</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>16</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>16</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>12</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>" (変形)</td> <td>4</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>" (変形)</td> <td>4</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>演台・花台3点セット</td> <td>1(1)</td> <td>1式</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>司会者台</td> <td>1(1)</td> <td>1台</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>指揮者台・指揮者用譜面台</td> <td>1</td> <td>1式</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>演奏者用譜面台</td> <td>80</td> <td>1台</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>箱足</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木台</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開き足</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開き足</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひな段用布ケコミ</td> <td>6</td> <td>1枚</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>めくり台</td> <td>1</td> <td>1台</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>人形立</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支木</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国旗・町旗パネル</td> <td>2(2)</td> <td>1枚</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>パレーシート</td> <td>11</td> <td>1巻</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>姿見</td> <td>2</td> <td>1台</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次ページに続く)</p>	備品名称	数量	単位	使用料	舞台設備				音響反射板	1	1式	4,000	金屏風	2	1双	1,500	地がすり	1	1枚	1,000	紗幕	1	1枚	1,000	紅白幕	1	1枚	1,000	浅黄幕	1	1枚	1,000	緋毛仙	4	1枚	300	"	6	1枚	300	上敷御座	5	1枚	300	"	3	1枚	300	"	2	1枚	300	所作台	26	1式	6,200	平台	6	1台	200	"	16	1台	200	"	16	1台	200	"	12	1台	200	" (変形)	4	1台	200	" (変形)	4	1台	200	演台・花台3点セット	1(1)	1式	500	司会者台	1(1)	1台	200	指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500	演奏者用譜面台	80	1台	50	箱足	30			"	30			木台	60			開き足	10			"	10			舞台設備				開き足	10			"	10			ひな段用布ケコミ	6	1枚	100	めくり台	1	1台	100	人形立	20			支木	20			国旗・町旗パネル	2(2)	1枚	200	パレーシート	11	1巻	1,000	姿見	2	1台	400		
名称	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																												
喫茶室	1箇月	42,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
舞台設備	単位	使用料	摘要																																																																																																																																																																																																																																																											
音響反射板	1式1回につき	4,000円	大ホール																																																																																																																																																																																																																																																											
音響反射板	1式1回につき	2,000円	小ホール																																																																																																																																																																																																																																																											
所作台	1式1回につき	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
花道所作台	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
松羽目・竹羽目	1式1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																												
平	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
金屏風	1双1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																												
上敷ござ	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
めくり台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																												
緋毛せん	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
長座布団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
高座用座布団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
地緋り	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
紗幕(黒・白)	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																												
演台(3点セット)	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																												
司会者台	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																												
指揮者台(譜面台付)	1台1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																												
演奏者譜面台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																												
仮設鳥屋囲	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																												
吊りパト	1本1回につき	300円																																																																																																																																																																																																																																																												
備品名称	数量	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																											
舞台設備																																																																																																																																																																																																																																																														
音響反射板	1	1式	4,000																																																																																																																																																																																																																																																											
金屏風	2	1双	1,500																																																																																																																																																																																																																																																											
地がすり	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																											
紗幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																											
紅白幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																											
浅黄幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																											
緋毛仙	4	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																											
"	6	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																											
上敷御座	5	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																											
"	3	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																											
"	2	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																											
所作台	26	1式	6,200																																																																																																																																																																																																																																																											
平台	6	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
"	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
"	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
"	12	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
" (変形)	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
" (変形)	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
演台・花台3点セット	1(1)	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																											
司会者台	1(1)	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																											
指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																											
演奏者用譜面台	80	1台	50																																																																																																																																																																																																																																																											
箱足	30																																																																																																																																																																																																																																																													
"	30																																																																																																																																																																																																																																																													
木台	60																																																																																																																																																																																																																																																													
開き足	10																																																																																																																																																																																																																																																													
"	10																																																																																																																																																																																																																																																													
舞台設備																																																																																																																																																																																																																																																														
開き足	10																																																																																																																																																																																																																																																													
"	10																																																																																																																																																																																																																																																													
ひな段用布ケコミ	6	1枚	100																																																																																																																																																																																																																																																											
めくり台	1	1台	100																																																																																																																																																																																																																																																											
人形立	20																																																																																																																																																																																																																																																													
支木	20																																																																																																																																																																																																																																																													
国旗・町旗パネル	2(2)	1枚	200																																																																																																																																																																																																																																																											
パレーシート	11	1巻	1,000																																																																																																																																																																																																																																																											
姿見	2	1台	400																																																																																																																																																																																																																																																											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)			細項目	使用料		
事務事業名	文化会館の使用料			専門部会名	教育部会	分科会名	文化会館分科会
調整方針							
事務事業の現況							具体的な調整内容
西条市		東予市		丹原町		小松町	
(続き)				(続き)			
大ホール照明設備	単 位	使 用 料	摘 要	照 明 設 備	数 量	単 位	使 用 料
記憶式照明操作卓	1式1回につき	2,000円		照明操作卓			2,000
プロセニアムサスペンションライト	1列1回につき	1,000円		アッパーホリゾントライト		1列	1,000
サスペンションライト	1列1回につき	1,500円		ロアーホリゾントライト		1列	1,000
ポーターライト	1列1回につき	800円		第1ポーターライト		1列	1,000
アッパーホリゾントライト	1列1回につき	1,500円		第2ポーターライト		1列	1,000
ロアーホリゾントライト	1列1回につき	1,000円		第1サスペンションライト	16回路	1列	1,500
天井反射板ライト	1式1回につき	2,000円		第2サスペンションライト	16回路	1列	1,500
フロントサイドスポットライト	1列1回につき	500円		第3サスペンションライト	12回路	1列	1,500
シーリングスポットライト	1列1回につき	2,000円		第4サスペンションライト	12回路	1列	1,500
トーマンタルスポットライト	1列1回につき	600円		フロントサイドスポットライト		1列	1,000
センターフォロービームスポットライト	1台1回につき	1,000円	クセノン2KW	トーマンタルスポットライト		1列	500
				天反ライト		1式	2,000
小ホール照明設備	単 位	使 用 料	摘 要	センタービームスポットライト	クセノン2Kw	2	1台
照明操作卓	1式1回につき	1,500円		ライトスタンド		20	1本
ポーターライト	1列1回につき	600円		カラーフィルター			1枚
サスペンションライト	1列1回につき	900円					実費
アッパーホリゾントライト	1列1回につき	700円		小ホール照明設備	数 量	単 位	使 用 料
ロアーホリゾントライト	1列1回につき	700円		照明操作卓			2,000
フロントサイドスポットライト	1列1回につき	600円		アッパーホリゾントライト		1列	1,000
シーリングスポットライト	1列1回につき	1,000円		ロアーホリゾントライト		1列	1,000
センターフォロービームスポットライト	1台1回につき	800円	クセノン700W	ポーターライト		1列	1,000
				サスペンションライト	8回路	1列	1,500
大・小ホール照明設備	単 位	使 用 料	摘 要	サスペンションライト	8回路	1列	1,500
移動用スポットライト	1台1回につき	300円		フォロビームスポットライト	クセノン500w	2	1台
特殊効果器具	1台1回につき	1,000円		カラーフィルター			1枚
ライトスタンド	1本1回につき	100円					実費
持込電気機器	1Kw1回につき	200円		音 響 設 備	数 量	単 位	使 用 料
カラーフィルター	1枚1回につき	実費		場内拡声装置		1(1)	1式
				はね返りスピーカー		4	1対
音 響 設 備	単 位	使 用 料	摘 要	ステージスピーカー		2(2)	1対
音響調整卓	1式1回につき	3,000円	大ホール	エレベーターマイク装置	メインのみ	1	1組
3点吊りマイク	1本1回につき	1,000円	大ホール	電動3点吊りマイク装置	メインのみ	1	1組
残響可変装置	1式1回につき	1,500円	大ホール	ダイナミックマイク	S M - 58	13	1本
音響調整卓	1式1回につき	2,000円	小ホール	"	S M - 57 L	5	1本
ステージスピーカー	1式1回につき	1,000円		コンデンサマイク	C - 38 B	3	1本
固定はね返りスピーカー	1式1回につき	1,000円		ワイヤレスマイク(ハンド型)	WM - P 873	4(2)	1本
カセットデッキ	1台1回につき	500円		" (タビ型)	WM - P 883	2(1)	1本
CDプレーヤー	1台1回につき	500円		" (ホ-加用)	P S - C 855	2	1本
デジタルオーディオレコーダー	1台1回につき	500円		フロアマイクスタンド		6	1本
仕込用小型スピーカー(アンプ付)	1式1回につき	500円		"	フレキシブル	5	1本
ダイナミックマイク	1本1回につき	500円		"	ブーム型	5	1本
(次ページに続く)				(次ページに続く)			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)				細項目	使用料			
事務事業名	文化会館の使用料				専門部会名	教育部会	分科会名	文化会館分科会	
調整方針									
事務事業の現況								具体的な調整内容	
西条市		東予市		丹原町		小松町			
(続き)				(続く)					
音響設備	単位	使用料	摘要	音響設備	数量	単位	使用料		
コンデンサーマイク	1本1回につき	600円		卓上マイクスタンド	10	1本	200		
ワイヤレスマイク	1本1回につき	1,000円	ハンド型・タイプ型	"	フレキシブル	7	1本	200	
マイクスタンド	1台1回につき	200円		カセットデッキ	2(1)	1台	500		
持込電気機器	1Kw1回につき	200円		CDプレーヤー	1(1)	1台	500		
				MDデッキ	1	1台	500		
その他	単位	使用料	摘要	オープンデッキ	メインのみ	1	1台	1,000	
リハーサル室音響設備	1式1回につき	2,000円		その他の	数量	単位	使用料		
特別会議室AV設備	1式1回につき	2,500円		映写機 16ミリ	メインのみ	1	1台	3,000	
特別会議室プロジェクター	1式1回につき	2,000円		スライドプロジェクター	メインのみ	1	1台	1,000	
16ミリ映写機(設備1式含む)	1式1回につき	3,000円		スクリーン	メイン・サブ	1(1)	1式	1,000	
35・16ミリ兼用映写機(設備1式含む)	1式1回につき	4,500円		移動式スクリーン		1	1式	300	
同時通訳システム	1式1回につき	10,000円		実物投影機		1	1台	1,000	
電子会議システム	1式1回につき	5,000円		グランドピアノ(メイン)	ヤマハCF-S	1	1台	5,000	
ピアノ(スタンウェイ)	1台1回につき	6,000円	大ホール・小ホール	グランドピアノ(サブ)	ヤマハS6	1	1台	3,000	
ピアノ(ベーゼルドルファー)	1台1回につき	6,000円	大ホール・小ホール	ピアノ調律料				実費	
ピアノ(ヤマハ)	1台1回につき	3,000円	リハーサル室	ビデオデッキ	ホール記録用	2	1台	500	
液晶ビデオプロジェクター	1式1回につき	2,000円	スクリーン等含む	会議室用司会台	拡声装置付き	1	1台	500	
長機	1脚1回につき	200円	小ホールで使用する場合	展示用パネル		100	1枚	200	
展示パネル	1台1回につき	200円		コンセント使用料	機器1台につき			200	
備考				机					
1 使用料の1回とは、9時～12時・13時～17時・18時～22時の各時間区分をいう。ただし、大ホール又は小ホール以外の施設での使用については、9時～22時をもって1回とする。				椅子					
2 ピアノを調律するときは、使用者の負担とする。				時間区分1の使用料(終日の場合 × 3)					
3 この表に掲げるもの以外の設備、備品等の使用料は、類似する設備、備品等の使用料に準じて算定した額とする。									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	改良住宅の家賃	専門部会名	都市計画部会	分科会名	住宅管理分科会
調整方針	改良住宅の家賃については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																													
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																															
<p>[西条市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃を別表のとおり定める。 別表(第2条に規定する設置及び第9条に規定する家賃)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>代表地番</th> <th>家賃(月額)(円)</th> <th>戸数</th> <th>建設年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上小川東</td> <td>西條市大町143番地の3</td> <td>4,700</td> <td>5</td> <td>昭和55年度</td> </tr> <tr> <td>上小川西</td> <td>" 105番地の1</td> <td>4,700</td> <td>4</td> <td>昭和55年度</td> </tr> <tr> <td>下小川東</td> <td>" 370番地の2</td> <td>4,700</td> <td>2</td> <td>昭和55年度</td> </tr> <tr> <td>下小川中</td> <td>" 336番地の5</td> <td>4,700</td> <td>2</td> <td>昭和55年度</td> </tr> <tr> <td>上小川西</td> <td>" 335番地の1</td> <td>4,700</td> <td>12</td> <td>昭和55年度</td> </tr> <tr> <td>西の原</td> <td>西條市氷見乙1723番地の1</td> <td>4,700</td> <td>11</td> <td>昭和56年度</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	代表地番	家賃(月額)(円)	戸数	建設年度	上小川東	西條市大町143番地の3	4,700	5	昭和55年度	上小川西	" 105番地の1	4,700	4	昭和55年度	下小川東	" 370番地の2	4,700	2	昭和55年度	下小川中	" 336番地の5	4,700	2	昭和55年度	上小川西	" 335番地の1	4,700	12	昭和55年度	西の原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度	<p>[東予市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃は、改良法(住宅地区改良法)第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の法第12条第1項及び改良令(住宅地区改良法施行令)第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第4条に規定する方法により算定した額の範囲内において、市長が定める。</p> <p>[東予市小集落改良住宅設置及び管理条例施行規則] (家賃) 第7条 条例第9条に規定する家賃の月額、別表に定める額とする。 別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>位置</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新市第1</td> <td>東予市新市658番地の1</td> <td>52</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>8</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>新市第2</td> <td>東予市新市644番地</td> <td>53</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>10</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>北星第1</td> <td>東予市壬生川680番地の1</td> <td>54</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>4</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>北星第2</td> <td>東予市壬生川611番地</td> <td>54</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>4</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>北星第3</td> <td>東予市壬生川643番地の1</td> <td>56</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>8</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>北星第4</td> <td>東予市壬生川605番地の8</td> <td>56</td> <td>簡耐2階2戸建</td> <td>4</td> <td>4,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 条例第12条の規定により計算された家賃の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	団地名	位置	建設年度	構造	戸数	家賃	新市第1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円	新市第2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円	北星第1	東予市壬生川680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北星第2	東予市壬生川611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北星第3	東予市壬生川643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円	北星第4	東予市壬生川605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
地区名	代表地番	家賃(月額)(円)	戸数	建設年度																																																																														
上小川東	西條市大町143番地の3	4,700	5	昭和55年度																																																																														
上小川西	" 105番地の1	4,700	4	昭和55年度																																																																														
下小川東	" 370番地の2	4,700	2	昭和55年度																																																																														
下小川中	" 336番地の5	4,700	2	昭和55年度																																																																														
上小川西	" 335番地の1	4,700	12	昭和55年度																																																																														
西の原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度																																																																														
団地名	位置	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																													
新市第1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円																																																																													
新市第2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円																																																																													
北星第1	東予市壬生川680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																													
北星第2	東予市壬生川611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																													
北星第3	東予市壬生川643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円																																																																													
北星第4	東予市壬生川605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	公営墓地の使用料等	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整方針	公営墓地の使用料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況				具体的な調整内容																																									
西条市	東予市	丹原町	小松町																																										
該当なし	<p>【東予市墓地条例】 (使用料) 第4条の2 前条の許可を受ける者のうち、別表第2及び別表第3に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が公共事業等に伴い、別表第3に掲げる市営墓地へ墳墓の移転を命令したときは、使用料は徴収しないものとする。</p> <p>2 前項の規定により、使用料を徴収する場合は、1許可につき1回限りとする。</p> <p>3 市長は、生活保護者等で遺骨又は遺体を有する者が、市営墓地を使用しようとするときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(管理料) 第4条の3 市営墓地のうち、別表第4に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる管理料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。この場合において、1許可につき1回限りとする。</p> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周布幸木第2</td> <td>周布1899番地の1</td> <td>1平方メートルにつき 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国安松之上 第2</td> <td>国安1014番地の1</td> <td>1区画につき 36,000円</td> <td>1区画約4平方メートル</td> </tr> <tr> <td>国安松之上 第3</td> <td>国安1012番地の1</td> <td>1区画につき 180,000円</td> <td>1区画約4平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置(代表地番)</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭新開</td> <td>三津屋755番地の2</td> <td>1平方メートルにつき 57,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置(代表地番)</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭新開</td> <td>三津屋755番地の2</td> <td>1区画につき 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	使用料	備考	周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円		国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル	国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル	名称	位置(代表地番)	使用料	旭新開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円	名称	位置(代表地番)	使用料	旭新開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円	<p>【丹原町公営墓地使用許可要領】</p> <p>名称 下町墓地 位置 丹原町大字丹原81番地の1 使用料 1区画につき190,000円 1区画2.88平方メートル</p>	<p>【小松町墓地条例】 (使用料) 第6条 前条の許可を受ける者のうち、別表第2に掲げる墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を許可の際に納付しなければならない。</p> <p>別表第2(第2条、第4条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石根墓地</td> <td rowspan="2">小松町大字大頭 乙12番地の1</td> <td>1号地</td> <td>1区画につき 260,000円</td> <td>1区画 4.84平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2号地</td> <td>1区画につき 336,000円</td> <td>1区画 6.25平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	区分	使用料	備考	石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル	2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
名称	位置	使用料	備考																																										
周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円																																											
国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル																																										
国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル																																										
名称	位置(代表地番)	使用料																																											
旭新開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円																																											
名称	位置(代表地番)	使用料																																											
旭新開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円																																											
名称	位置	区分	使用料	備考																																									
石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル																																									
		2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料		
事務事業名	漁港施設の使用料	専門部会名	産業経済部会	分科会名	水産業分科会
調整方針	漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。				

事務事業の現況				具体的な調整内容																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町																																							
該当なし	<p>【河原津漁港管理条例】 (使用料等) 第13条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第1に掲げる占有料又は使用料(以下「使用料等」という。)を徴収する。 2、3、4 (省略) (土砂採取料等) 第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法(漁港法)第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占有料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 2 (省略) 別表第1(第13条関係) 1 占有料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物の種別</th> <th>単 期 間</th> <th>位 数 量</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物設置</td> <td>1月</td> <td>1平方メートル</td> <td>10円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱支柱支線</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>180円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔・H型柱</td> <td>1年</td> <td>1基</td> <td>360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告板設置</td> <td>1月</td> <td>1平方メートル</td> <td>20円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告塔設置</td> <td>1月</td> <td>1平方メートル</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有料等の種別</th> <th>施設の種別</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>泊地</td> <td>総トン数1トン当たり 1日につき1円</td> <td>ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 占有又は使用の期間が1か年に満たないものは、この表に掲げる料金(日をもって定めるものを除く。)の12分の1を1ヶ月の料金とし、その期間が1ヶ月に満たない場合の料金はこれを1ヶ月とみなし計算する。 2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切上げて計算する。 3 前2号により計算して得た占有料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 4 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種別に準じて算定する。</p> <p>(次ページに続く)</p>	占有物の種別	単 期 間	位 数 量	料 金	摘 要	工作物設置	1月	1平方メートル	10円		電柱支柱支線	1年	1本	180円		鉄塔・H型柱	1年	1基	360円		広告板設置	1月	1平方メートル	20円		広告塔設置	1月	1平方メートル	200円		占有料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要	使用料	泊地	総トン数1トン当たり 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
占有物の種別	単 期 間	位 数 量	料 金	摘 要																																						
工作物設置	1月	1平方メートル	10円																																							
電柱支柱支線	1年	1本	180円																																							
鉄塔・H型柱	1年	1基	360円																																							
広告板設置	1月	1平方メートル	20円																																							
広告塔設置	1月	1平方メートル	200円																																							
占有料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要																																							
使用料	泊地	総トン数1トン当たり 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)			細項目	使用料																																																																																																	
事務事業名	漁港施設の使用料			専門部会名	産業経済部会	分科会名	水産業分科会																																																																																															
調整方針																																																																																																						
事務事業の現況							具体的な調整内容																																																																																															
西条市	東予市			丹原町	小松町																																																																																																	
	<p>(続き) 別表第2(第14条関係)</p> <p style="text-align: center;">土砂採取料等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>期 間</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>土 砂</td> <td></td> <td>1立方メートル</td> <td>円 21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かきこみ砂利</td> <td></td> <td>同</td> <td>42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂 ・ 砂 利</td> <td></td> <td>同</td> <td>53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石 ・ 玉石</td> <td></td> <td>同</td> <td>53</td> <td>こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">占用料</td> <td>物干場、物揚場</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業場、仮小屋</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶けい留所、浮標</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告物設置</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱、支柱、支線</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔、H型柱</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい船杭</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種機械設置</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管類埋架設</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>直径30センチメートル以内 20</td> <td>直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>ケーブル、索道</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線類</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の工作物</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物を設けないもの</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。 2 別表1注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。</p>							区分	種 目	単 位		料 金	摘 要	期 間	数 量	土砂採取料	土 砂		1立方メートル	円 21		かきこみ砂利		同	42		砂 ・ 砂 利		同	53		栗石 ・ 玉石		同	53	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	占用料	物干場、物揚場	1年	1平方メートル	20		作業場、仮小屋	同	同	26		船舶けい留所、浮標	同	同	31		広告物設置	同	1基	104		電柱、支柱、支線	同	1本	52		鉄塔、H型柱	同	1基	104		けい船杭	同	1本	20		各種機械設置	同	1基	31		管類埋架設	同	1メートル	直径30センチメートル以内 20	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	ケーブル、索道	同	同	4		電線類	同	同	2		その他の工作物	同	同	36		工作物を設けないもの	同	同	20	
区分	種 目	単 位		料 金	摘 要																																																																																																	
		期 間	数 量																																																																																																			
土砂採取料	土 砂		1立方メートル	円 21																																																																																																		
	かきこみ砂利		同	42																																																																																																		
	砂 ・ 砂 利		同	53																																																																																																		
	栗石 ・ 玉石		同	53	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																																	
占用料	物干場、物揚場	1年	1平方メートル	20																																																																																																		
	作業場、仮小屋	同	同	26																																																																																																		
	船舶けい留所、浮標	同	同	31																																																																																																		
	広告物設置	同	1基	104																																																																																																		
	電柱、支柱、支線	同	1本	52																																																																																																		
	鉄塔、H型柱	同	1基	104																																																																																																		
	けい船杭	同	1本	20																																																																																																		
	各種機械設置	同	1基	31																																																																																																		
	管類埋架設	同	1メートル	直径30センチメートル以内 20	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																	
	ケーブル、索道	同	同	4																																																																																																		
	電線類	同	同	2																																																																																																		
	その他の工作物	同	同	36																																																																																																		
	工作物を設けないもの	同	同	20																																																																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)		細項目	使用料	
事務事業名	温泉使用料		専門部会名	産業経済部会	分科会名 観光分科会
調整方針	温泉使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
該当なし	<p>【東予市温泉配湯条例】 (加入金) 第7条 配湯を受ける場合は、加入金を納入しなければならない。ただし、公共の団体等が営利を目的としない場合はこの限りでない。 (使用料) 第8条 使用料は、1立方メートルにつき120円以内で市長が定める。 2 (省略)</p> <p>【東予市温泉配湯条例施行規則】 (加入金) 第5条 条例第7条に定める加入金は、浴槽の容量1立方メートルにつき70,000円とする。 (使用料) 第6条 条例第8条の使用料は、基本料金と超過料金との2種とし、次のとおりとする。 (1) 基本料金は、1ヶ月の基本料1立方メートルにつき100円とし、基本量は浴槽の容量1立方メートルに3.5を乗じた数の30倍とする。 (2) 超過料金は、1立方メートルにつき120円とする。</p>	該当なし	<p>【小松町温泉源泉管理条例】 (内湯使用料) 第8条 内湯使用料は、100リットル当たり67円以内において町長が規則で定めた金額により算出した額に、1.05を乗じた額とする。 2 前項の使用料は、使用の翌日20日までに納付しなければならない。この場合において、前項の規定により、算出した額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 3 (省略)</p> <p>【小松町温泉源泉管理条例施行規則】 (内湯使用料) 第6条 条例第8条第1項に基づき、町長が定める額を次のとおり定めるものとする。 (1) 1ヶ月の基本料金は、100リットルにつき56円とし、基本量は浴槽容量の21倍とする。 (2) 超過料金は、100リットルにつき67円とする。 2, 3 (省略)</p>	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その2)	細項目	使用料																																																																																																					
事務事業名	市道の占用料	専門部会名	建設部会																																																																																																					
調整方針	市道の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。																																																																																																							
事務事業の現況																																																																																																								
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																					
<p>[西条市道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法(道路法)第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>別表(第2条関係) 道路占用料表 単位 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td>法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td>看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>電柱又は電話柱に添架の巻付看板 電柱又は電話柱に添架の袖付看板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td>法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td> </tr> <tr> <td>アーチ</td> <td>1基につき1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1,2,3,4 (省略) 5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		法第32条第1項第5号に掲げる施設		法施行令第7条第1号に掲げる物件	表示面積1平方メートルにつき1年	1,540円	看板(アーチであるものを除く。)	3,080円	電柱又は電話柱に添架の巻付看板 電柱又は電話柱に添架の袖付看板		標識	1本につき1年	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	アーチ	1基につき1月		法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	省略(別掲)		<p>[東予市道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき市長が別に定める。</p> <p>別表(第3条関係) 道路占用料表 単位 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td>法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 アーケードについては、占用料の額の80%を減額する。 2 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添架された広告(以下「添架広告」という。)及び建物、へい、その他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているものは、占用料の額の30%を減額する(添架広告のうち巻付広告についてはさらに50%を減額する。) 3 前2号において、占用料を減額した結果1円未満の端数が生じたときは、少数第1位を四捨五入するものとする。 4,5,6,7 (省略) 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		法第32条第1項第5号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)		法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場			<p>[丹原町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより、道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td>法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 金額の単位は円とする。 2 A(土地の価格)は、固定資産税評価額とする。 3,4,5,6 (省略) 7 占用料が年額で定められている占用物件については、占用期間に1年未満の端数がある場合は月割計算とし、なお1年未満の端数がある場合は1月として計算する。 8 占用料が月額で定められている占用物件について、占用期間に1月未満の端数がある場合は切り上げて計算する。 9 占用面積若しくは長さについて、別表の定めのある単位に満たない端数がある場合は切り上げて計算する。 10 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える場合は10円未満の端数は切り捨てる。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		法第32条第1項第5号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)		法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場		法施行令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所			<p>[小松町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき町長が別に定める。</p> <p>別表(第3条関係) 道路占用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td>法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">省略(別掲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 消費税法の規定により占用形態の如何にかかわらず、許可期間1月未満のものは、占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)	法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		法第32条第1項第5号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)		法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場			<p>道路法の規定に基づき調整する。</p>
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)																																																																																																						
法第32条第1項第2号に掲げる物件																																																																																																								
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第1号に掲げる物件	表示面積1平方メートルにつき1年	1,540円																																																																																																						
看板(アーチであるものを除く。)		3,080円																																																																																																						
電柱又は電話柱に添架の巻付看板 電柱又は電話柱に添架の袖付看板																																																																																																								
標識	1本につき1年	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)																																																																																																						
アーチ	1基につき1月																																																																																																							
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	省略(別掲)																																																																																																							
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)																																																																																																						
法第32条第1項第2号に掲げる物件																																																																																																								
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第6号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)																																																																																																							
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料																																																																																																								
法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場																																																																																																								
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)																																																																																																						
法第32条第1項第2号に掲げる物件																																																																																																								
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第6号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)																																																																																																							
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場																																																																																																								
法施行令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所																																																																																																								
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)																																																																																																						
法第32条第1項第2号に掲げる物件																																																																																																								
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施設																																																																																																								
法第32条第1項第6号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第1号に掲げる物件	省略(別掲)																																																																																																							
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料																																																																																																								
法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設																																																																																																								
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場																																																																																																								

道路法施行令

別 表 (第 19 条の 2 関係)

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第 32 条第 1 項 第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	一本につ き 1 年	2,200	1,000	770
	第 2 種電柱		3,400	1,600	1,200
	第 3 種電柱		4,700	2,200	1,600
	第 1 種電話柱		2,000	930	690
	第 2 種電話柱		3,200	1,500	1,100
	第 3 種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メ ートルに つき 1 年	20	10
	地下電線その他地下に設ける線類	10		5	4
	路上に設ける変圧器	1 個につ き 1 年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1 個につ き 1 年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	26,000	4,400	1,100
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに	3,100	1,400	1,100

		つき 1 年				
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	100	48	36	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満 のもの		150	72	53	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満 のもの		200	95	71	
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満 のもの		410	190	140	
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満の もの		1,000	480	360	
	外径が 1 メートル以上のもの		2,000	950	710	
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積	3,100	1,400	1,100	
法第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が 1 の もの	1 平方メ ートルに つき 1 年 A に 0.003 を乗じて得た額			
		階数が 2 の もの	A に 0.005 を乗じて得た額			
		階数が 3 以 上のもの	A に 0.006 を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			17,000	2,900	710
	地下に設ける通路			8,700	1,500	360
	その他のもの			3,100	1,400	1,100
法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 日	260	44	11	
	その他のもの	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	2,600	440	110	
第 7 条第 1 号に掲 げる物件	看板(アーチであるものを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	2,600	440	110
		その他のも の	表示面積 1 平方メ ートルに	26,000	4,400	1,100

			つき1年			
	標識		1本につき1年	2,500	1,100	850
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	260	44	11
		その他のもの	1本につき1月	2,600	440	110
	幕(第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	260	44	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	26,000	4,400	1,100
		その他のもの		13,000	2,200	540
	第7条第2号に掲げる工事用無設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110
	第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			310	140	110
第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.008	Aに	Aに

		階数が4以上のもの				Aに0.009を乗じて得た額
	その他のもの					Aに0.005を乗じて得た額
第7条第8号及び第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの				Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの				Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3のもの				Aに0.008を乗じて得た額
		階数が4以上のもの				Aに0.009を乗じて得た額
	その他のもの					Aに0.018を乗じて得た額
備考 金額の単位は、円とする。 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。						

乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。

丙地町及び村の区域をいう。

第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

Aは、近傍類似の土地（[第7条](#)第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

先例地の事例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。

清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。

事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。

保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。

学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（電算システム関係）の取扱い	細項目	電算システム関係		
事務事業名	電算システム及び情報通信基盤(ネットワーク)の整備	専門部会名	企画部会	分科会名	電算分科会
調整方針	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。				
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
電子計算組織の管理運用	【電子計算組織の運用管理】 ・市職員による自前開発 ・電算担当課による集中運用管理 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：汎用機(NEC) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、財務会計、下水道、人事給与、市営住宅管理等 ・その他部門：クライアントシステム 介護保険(日立) 工事積算システム(電脳開発) 健康保健(NTTデータ) 図書館システム(NEC)等 ・その他部門：スタンドアロン 企業会計システム(ぎょうせい)等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用及び業者委託による開発 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：クライアントシステム(沖電気) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、介護保険、財務会計等、 ・その他部門：クライアントシステム 工事積算システム(電脳開発) 議事録検索(ぎょうせい) 図書館システム(富士通)等 ・その他部門：スタンドアロン 職員給与等(沖電気) 水道事業会計(ぎょうせい) 市営住宅管理(愛媛電算)等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用及び業者委託による開発 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：クライアントシステム(今治情報センター) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、介護保険、財務会計、職員給与、公営住宅管理等 ・その他部門：クライアントシステム 水道事業会計(ぎょうせい) 土木積算(日本ソフト) ・その他部門：スタンドアロン 医療費助成等 ・委託バッチ処理 選挙管理等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：メタフレーム(RKKコンピュータサービス) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、人事給与、公営住宅管理、財務会計等 ・その他部門：クライアントシステム 介護保険(富士通) 土木積算(蝶野) 図書館システム(富士通) ・その他部門：スタンドアロン 健康管理システム(今治情報センター)等	住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統一する。
情報通信基盤(ネットワーク)の整備	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続(公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置(総合文化会館) 市民用パソコンの設置(公民館、地域交流センター等) ・愛媛スクールネット接続(各小中学校に接続) ・愛媛情報スーパーハイウェイ接続	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続(小中学校、公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置(公民館、児童館、郵便局等) 市民用パソコンの設置(庁舎ロビー等) ・愛媛スクールネット接続(各小中学校に接続) ・愛媛情報スーパーハイウェイ接続	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続(公民館、保育所、文化会館等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置(庁舎、文化会館等) 住民用パソコンの設置(公民館)	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続(公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 住民用パソコンの設置(公民館、石鎚山ハイウェイオアシス館等)	住民サービスの低下を招かないよう、合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。

先例地の事例

〔周南市〕

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

〔西東京市〕

当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

〔さぬき市〕

新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。

〔宇摩合併協議会〕

合併までに電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないようにする。

〔南宇和合併協議会〕

電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮する。
- (2) 統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- (3) 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。

〔東かがわ市〕

電算システム事業の取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

電算システムについては、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に統合を図るものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮し、住民サービスの向上を図る。
- (2) 4市町間を高速通信網で結び、地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できる環境整備を図る。

〔員弁地区町合併協議会〕

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システム中心に統合を図るものとする。

また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。

合併協議項目 協議状況一覧表

協議項目	提案年月日	確認年月日	確認結果
1 合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	新設(対等)合併とする。
2 合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	H16.11.1 を目標とする。
3 新市の名称			
4 新市の事務所の位置			
5 財産の取扱い	H15.3.28		
6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8 地方税の取扱い(その1) 地方税の取扱い(その2)	H15.1.31 H15.3.28		
9 一般職の職員の身分の取扱い			
10 地域審議会の取扱い	H15.2.28		
11 特別職の職員の身分取扱い			
12 条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15.1.31	<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13 組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い(その1) 一部事務組合等の取扱い(その2)	H15.3.28		
15 使用料・手数料等の取扱い(その1) 使用料・手数料等の取扱い(その2) 使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15.2.28 H15.3.28		
16 公共的団体等の取扱い			
17 補助金・交付金等の取扱い			
18 町名・字名の取扱い			
19 慣行の取扱い	H14.12.27	H14.1.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。 5 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 6 都市宣言等については、合併後調整する。
20 行政連絡機構等の取扱い			

協議項目	提案年月日	確認年月日	確認結果
2.1 各種事務事業の取扱い			
(1)国民健康保険事業関係			
(2)介護保険事業関係			
(3)福祉関係			
(4)保健関係			
(5)環境衛生関係			
(6)消防防災関係			
(7)人権・同和対策関係			
(8)農林水産関係			
(9)商工観光関係			
(10)都市計画関係			
(11)建設事業関係			
(12)上・下水道事業関係			
(13)教育関係			
(14)電算システム関係	H15.3.28		
(15)情報公開関係			
(16)広報広聴関係			
(17)その他の事務事業			
2.2 新市建設計画			